

令和5年第3回川西町 議会定例会会議録

令和5年9月4日 月曜日 午前9時30分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊藤 進

出席議員（13名）

1番 茂木 晶 君	2番 鈴木 孝之 君
3番 寒河江 寿 樹 君	4番 遠藤 明子 君
5番 渡部 秀一 君	6番 寒河江 司 君
7番 吉村 徹 君	8番 鈴木 幸廣 君
9番 神村 建二 君	10番 橋本 欣一 君
11番 高橋 輝行 君	12番 伊藤 進 君
13番 井上 晃一 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 奥村 正隆 君
安全安心課長 前山 律雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課長 安部 博之 君	政策推進課長 鈴木 優徳 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課長 小林 俊一 君
産業振興課長 内谷 新悟 君	農地林務課長・ 農業委員会 事務局長 佐藤 賢一 君
地域整備課長 大河原 孝如 君	教育文化課長 金子 征美 君
監査委員 嶋 貫 榮次 君	財政主幹 石田 英之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 2 号)

令和5年9月4日 月曜日 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 吉 村 徹 君
2. 橋 本 欣 一 君
3. 茂 木 晶 君
4. 鈴 木 孝 之 君
5. 遠 藤 明 子 君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回川西町議会定例会第4日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は7名でありますので、本日と明日行うこととし、本日は5名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の吉村 徹君は質問席にお着きください。

吉村 徹君。

○7番 7番、吉村です。

○議長 第1順位、吉村 徹君。

(7番 吉村 徹君 登壇)

○7番 おはようございます。

タブレットを利用しての初めての質問となりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

議長に通告のとおり質問いたします。

初めに、マイナンバーカードについてお伺いいたします。

2013年5月、マイナンバー法が成立され、法成立後も政府は一貫してマイナンバーカードの取得は本来個人の自由であり強制ではないと説明してきたわけであるが、その後マイナン

バーカードについての法改正を行いながら、2021年6月に菅政権の下でほぼ全国民が2022年度末にマイナンバーカードを持つとし、健康保険証、運転免許証としての一体化などの利活用拡大について閣議決定され、その後岸田政権となり、10月から保険証利用の本格運用が開始されました。

さらに岸田政権は、マイナンバーの利用範囲を社会保障、税、災害対策に限定するとの約束をほごにし、法改正を経ずに省令で利用範囲を広げられるようマイナンバーカード法を改定、マイナンバーの利用範囲に歯止めがかからない仕組みとされました。そのような状況の中、河野太郎デジタル大臣は、2024年までに現在の保険証の廃止を目指すと表明。これまで任意とされてきたマイナンバーカード取得が事実上義務化されました。

このような状況の中で、コンビニエンスにおける誤交付、公金受け取り口座誤登録、マイナポイント別人への付与、などマイナンバーカードをめぐるトラブル事案が明らかになってきている。特に危惧されるのは、マイナ保険証について別人の情報がひもづけられる誤り、医療機関において、保険資格が確認できない機械トラブルなどが報じられており、最近の世論調査において、現在の保険証を来年度秋にマイナンバーカードに一本化する政府方針について、延期や撤回を求めているのは、77%と報じられています。

以上のマイナンバーカードにおける本町の状況についてお伺いいたします。

- 1、本町におけるマイナンバーカードの取得状況は。
- 2、マイナ保険証使用で医療機関を受診する際のトラブル事案等はないか。
- 3、マイナンバーカード取得をしない方への対応はどのようなようになるのか。
- 4、来年度秋から実施されようとしている現在の保険証廃止に向けた本町の対応は。

次に、物価高騰対策についてお伺いいたします。

ガソリン価格、電気、ガス代、食品など生活に欠かせない商品の値上げが続き、町民の皆様は経済的負担は大変な状況にあるのではないのでしょうか。特に食品支出については、物価高騰による影響を受け、過去最高ペースにあり家計負担を増加させる状況が続き、消費は抑制されることになるとみられると報じられている。消費者としては、買い控えざるを得ない状況にあり、その影響を受け、町内商工業者の所得減少につながり経済的悪循環を生み出すこととなるのではないのでしょうか。

ガソリン、軽油などの値上げについては、運送業者のみならず町民の足である自家用車使用についても大きな負担となっている。様々な物価高騰についてはどのように捉えられているか、お伺いいたします。

最後に、昨今の異常気象による猛暑についてお伺いいたします。

近年の異常気象について、温暖化から沸騰化へと変化していると言われるまでの状況の中で、気象庁による今後の9月、10月の気温については平年より上回る高温となることが予想されており、引き続き熱中症対策や、農作物の高温障害による品質低下が心配されるなどの状況にある中で、これらの状況についてどのようにお考えか、また、本町としての温暖化対策についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、マイナンバーカードについて、マイナンバーカードの取得状況はについてであります。マイナンバー制度は、行政手続等において特定の個人を判断し、事務を効率化し国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現する社会基盤として、平成28年1月からカードの交付が始まりました。カードが利用できるのは、社会保障、税、災害対策分野などにおいて、確定申告や年金の手続、福祉分野の給付などがあります。

本町の交付率は、今年7月末日現在79.3%であり、1万941人が所持しております。年齢別では、60代、70代がおよそ85%で高く、80代が69.3%、90代以上が35.9%で低い状況となっております。なお、全国の交付率は75.0%、本県では78.2%であり、町は、国・県の平均を上回っている状況であります。

次に、マイナ保険証によるトラブル事案はについてありますが、全国的には保険証のひもづけにあたり他人の情報が登録されるなどのトラブルが報道されておりますが、本町においてはトラブルの事案は確認されておらず、現時点ではトラブルによるマイナンバーカードの返還はありません。

次に、取得しない方への対応についてありますが、マイナンバーカードは、ご本人のスマートフォンやパソコンから申請できますが、町ではマイナンバーカードの申請から交付、ポイント付与のサポートのため、会計年度任用職員を配置し、勤務の都合のため平日来庁できない方でも申請しやすいよう、休日開庁や平日の時間外にも受け付けております。

取得しない方の多くは、施設入所中の方や、高齢の方で手続が煩雑なため申請しないなどの事由を聞いておりますが、国では申請時添付書類の緩和措置をはじめ、令和6年度にマイナンバーカードと運転免許証及び健康保険証の一体化など、様々な分野で利便性の向上やオ

オンライン手続を推進し、カード利用の拡大が検討されていることから、今後とも町民に対し広く周知を図り、取得向上に努めてまいります。

次に、現在の保険証廃止についてであります。国は令和6年秋に被保険者証を廃止し、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としております。一方、被保険者が必要な保険診療を受けられるよう、オンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、資格確認書により本人確認するための規定を医療保険各法に設ける措置を講ずると8月に通知がありましたが、具体的な内容は未定であり、方針が示された段階で実施に向け検討を行ってまいります。

なお、県内のオンライン資格確認システムの導入状況については、今年7月現在、医療機関87.0%、薬局96.1%、全体89.9%で、導入率は全国第3位の状況となっております。

次に、物価高騰対策についての様々な物価高騰についてであります。ガソリン価格、電気、ガス代、食品などの値上がりによる影響は、議員ご指摘のとおり町民生活や町内商工業者に大きな負担となっているものと思慮しております。

今年7月の全国の消費者物価指数によりますと、2020年を100とした場合、総合の指数は105.7、特に食料については113.1と極めて高い数値を示しており、中でも乳製品や菓子類、生鮮魚介類等では、前年同月比で10%以上も価格が上昇しております。また、町民生活に欠かすことのできないガソリンや軽油などについては、過去の最高値と同等かそれ以上となっており、現在は全国的に極めて厳しい経済状況にあると捉えております。

このため、町では、国の電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円の給付金を交付することとし、6月の定例会において補正予算を議決いただき、8月末時点では851世帯に給付しており、今後も対象世帯に順次給付してまいります。

また、県の補助制度を活用し、低所得者世帯の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯に対し家庭用灯油購入費の一部を支援するため、1世帯当たり5,000円の福祉灯油券の助成について準備を進めており、川西町石油組合の加入店舗や株式会社J Aサービス置賜給油所等にご協力いただくことで、町民生活への支援とともに町内事業者への経済的な波及効果に期待するものであります。

さらには、一般の家庭では家計を守るために支出の抑制が図られることから、当然ながら小売業者の売上げにも影響が及ぶものと考えており、物価高騰の支援と消費意欲の喚起を目的に、デジタル地域通貨ダリヤPayを活用したプレミアム付電子商品券を発行することと

しております。

これは、1ポイント1円の電子商品券で、販売総額は8,000万円、30%のプレミアム分を含めた発行総ポイントは1億400万ポイントを予定しております。利用に当たっては、スマートフォン等のアプリケーションのほか、これらの操作が苦手な方にも利用しやすいよう、あらかじめポイントがチャージされたカードの販売も予定しております。

現在、11月の販売開始に向け、事業者に対する説明会や利用できる店舗の開拓を進めており、今後、利用者に対しても説明会等を行い、事前に購入希望者を募りながら、多くの方に混乱なく使っていただけるよう利用促進を図ってまいります。

加えて、今定例会において「介護・障がい事業所電力ガス食料品等価格高騰緊急対策支援事業」として、合計414万5,000円の補正予算を提案し、町内介護・障がい事業所に対し支援してまいりたいと考えております。

次に、異常気象による猛暑について、熱中症、農産物等の高温障害などの対策はについてありますが、近年、地球温暖化の影響によるものと思われる気候の変化が指摘されて、県内でも連日のように、熱中症警戒アラートが発表されております。

初めに、熱中症対策についてありますが、毎年7月を熱中症予防月間として、予防のポイントなどを重点的に啓発しております。保健師やケアマネジャーによる家庭訪問、百歳体操などの通いの場においては、きちんと朝ご飯を食べ睡眠をしっかりとするなどの体調管理に加え、小まめに水分をとったり、日中は涼しい場所で暑さを避けるなどの注意喚起を行っており、民生委員の皆さんにもご協力いただき、チラシの配布や声かけをしていただいております。

特にお年寄りの方は、暑さや水分不足などを感じる身体反応が低下するため、暑い日でも何枚も重ね着をしていたり、喉の渇きを感じにくくなり、水分を小まめにとらないことで熱中症になることが多く、熱中症救急搬送になる半数以上は高齢者という状況であります。

保育所・幼稚園等の施設については、戸外での帽子着用、栄養、睡眠をとるよう保護者へお知らせするとともに、施設屋内外では、熱中症指数計等を利用して熱中症の危険度を認知し、保育環境の安全管理を行っております。

置賜総合病院救急医療の金子忠弘医師は、体調や睡眠状況、食事の有無などのチェックも熱中症予防の一つとして、何らかの熱中症の症状が出た後も暑い環境にいると、症状の進行が早まるため、水分を小まめに補給するなどの予防を第一にし、症状の初期段階で対応することが大事と呼びかけておられます。

県においては、テレビ、ラジオ、コンビニや郵便局へのチラシ設置など取組を拡充し注意喚起を行っており、町としても、県内で熱中症警戒アラートが発表された場合や熱中症予防が必要と考えられる場合、SNS等を活用し、町民の皆さんに積極的に注意喚起を行うよう努めてまいります。

次に、農産物の高温障害などの対策についてであります。8月28日に気象庁から高温に関する早期天候情報が発表されました。東北地方の気温は、7月24日頃から平年よりかなり高いところが多く、猛暑日となった地点が多数ありました。また、同日に発表された1か月予報において、全国的に平年に比べてかなり高温となる見込みとなっていることから、高温に関する農作物の栽培管理の徹底や熱中症予防について、適切な対応を講じるよう、県農業技術環境課より「高温に関する農作物等の技術対策について」通知が発出されました。

高温障害は、ほとんどの野菜類や作物、花卉分野に品質の低下や収量の減少といった実害をもたらし、水稻では未熟粒が多発し、果菜類や果樹の場合は、高温により作物の生殖器官が直接障害を受け、結実できず出荷できないこともあります。この夏の平均気温は過去最高値を記録しており、今後もその傾向が続くことが予測されます。

これから収穫を迎える農作物については、高温・乾燥による生育の停滞により、品質や収量の低下が懸念されるため、高温障害について、国や県、農業共済組合等の情報収集に努め、生産者の支援につなげてまいりたいと考えております。

温暖化対策は、全世界的課題であり、地球温暖化による集中豪雨や大型台風など気象災害が頻発しており、県ではこのまま何も対策をしないと21世紀末には、年間平均気温が約4.7度上昇すると警鐘を鳴らしております。待ったなしの地球温暖化を食い止めるため、私たち一人一人が自分のこととして、負荷を抑えられるよう情報を共有し、温暖化対策に取り組んでまいります。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 初めに、町長答弁に目を通すちょっといとまがなかったものですから、若干、町長の答弁と重複する質問になることもあるかと思っておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

まず初めに、マイナンバーカードの取得状況については、国・県の平均を上回っている状況ということで、大変なご苦勞をしながら、取得率向上のために取り組んでいらっしゃるなということに感謝したいと思います。

ちなみに、マイナカードの基になるマイナンバーについて、若干分からないところがある

ので教えていただきたいわけでありますけれども、12桁の個人番号、いわゆるマイナンバーが国民となると与えられるということになっておりますけれども、どの時点でこの番号が付与されるというか、国から与えられるのか。例えば出生、子供が生まれて、出生した時点でナンバーが頂けるのかどうかと、そこら辺についてちょっと、最初にお聞きしたいと思えます。

○議長 近住民課長。

○住民課長 ご質問にお答えいたします。

マイナンバーの制度については、ご承知のとおり個人に12桁の番号を付番しております。カードは、乳児、生まれたての子どもさんから、皆さんお持ちすることができます。子どもさんにおきましてはゼロ歳から申請することができます。お生まれになったときに、出生の届けを市町村のほうに届けをされたときに、こちらのほうでは情報を共有しておりますJ-LIS等において情報を周知しております、こちらからご本人、ご家族に対して番号が通知されます。それをもって市町村のほうに届けていただくということになります。

すぐというわけにはいかないのですが、少し時間はかかるかもしれませんが、出生の届けがあると同時に、通知があります。それで、ただ子どもさんにおいては、現在カード自体が顔写真が必要ということで、なかなか乳児の顔写真を撮るのは困難というようなことも聞いております。現在国においては、そういう乳児には顔写真が要らないのではないかとということで検討されているようでございます。

以上でございます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 生まれたときに申請をしていただくということになる、ということではありますが、今、答弁の中でもありましたけれども、マイナンバー、今度はカードを取得するについての年齢、赤ちゃんは顔認証とかできないので取れないというのがありますが、基本的には年齢制限はあるのかどうかについてお伺いいたします。

○議長 近住民課長。

○住民課長 年齢制限はございません。どなたでも申請できますので、こちらでも、窓口のほうで、もしカードがお持ちでない場合は、こういう制度がありますということで、周知を図っているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 ありがとうございます、分かりました。

マイナンバーカードの有効期限についても、平成28年の説明によりますと20歳以上は10年の有効期限と。20歳未満については5年ごとの更新となっているわけではありますが、更新時期については現在も変わらないということによろしいでしょうか。

○議長 近住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

カードにつきましては、発行から申請者の10回目の誕生日までというふうになっております。ただし、成人が20歳から現在18歳になっておりますので、18歳の方は10回目の誕生日までになりますが、それ未満の方、18歳未満の方につきましては、5回目の誕生日までとなります。

ただしそれはカードでして、中のマイナンバーカードについているチップがあるわけなんですけれども、金色のチップがありますが、これ自体はご本人のお名前、生年月日、男女別、住所、こちらが入っておりますが、この電子証明書と言われるチップにつきましては、5回目の誕生日までということで、これは一律皆さん5回目の誕生日となっております。

○議長 吉村 徹君。

○7番 すみません、もう一度確認したいんですが、18歳以下が5年ということで、18歳以上は10年の有効期限というふうに受け取って……、はい、分かりました。

次に、そういう状況でちょっと、平成28年の当初の説明からは若干年齢条項が変わったということで理解してよろしいということですね。もう一度お願いします。

○議長 近住民課長。

○住民課長 今、複唱をしていただきましたけれども、18歳未満は5回目の誕生日まで、それ以外の方は10回目の誕生日までというふうになりまして、あとは成人年齢が変わりましたので、そこで若干20歳からと18歳からということでの違いが出てきておりますが、公布されてから何回目かということが決まります。なお、有効期限につきましては国のほうからご案内が行きますので、それに対応していただければと思います。

○議長 吉村 徹君。

○7番 マイナンバーカードの有効期限が来た段階で、やっぱ本人の申請をまた、再び受付に申請に行かなきゃいけないという状況になるわけですね。そういうことで理解してよろしいですね。

続きましては、そういった形で取得に向けて職員で取り組んでいらっしゃるわけですが、町長の答弁にもありましたが寝たきりの高齢者、あるいは重度障害者など、本人が取

得できない状況にある方に対しての取組というのはどのように行われているかについてお伺いしたいなと思います。

○議長 近住民課長。

○住民課長 なかなか高齢の方は、カードの申請につきましては、役場に来ることができないであったり困難という状況が見えている状況です。本人の委任によりまして、ご家族で申請をしていただくというようなこともできますが、なかなか、カードを所持してもまた5年後の更新が来るとか、チップの更新が来るとかということで、難しい状況の方もいらっしゃいますね。

現在のところは、顔写真を撮ったりとか、写真の背景には映り込みができないとか、なかなか難しいことが規定されておりますので、国のほうでもこのようなことを今後どのようにするかということで検討されている状況にあります。

また、施設の入所により申請がなかなかできないという、例えば希望が丘コロニーさんですとか、特別養護老人ホームにあっては、なかなかそれは申請ができないというような状況もございます。ここに当たっては現在、内容について国のほうで検討中ということですので、この対応を受けて、こちらでも施設等に情報を提供しながら推進してまいりたいと考えているところです。

○議長 吉村 徹君。

○7番 取得率については、本町では8割近くの方がマイナンバーカードを取得されているところですがやはりこういった、受けたくても受けられないというような状況にある方もいらっしゃるというのが現実でありまして、やっぱり100%、政府としては100%の取得率を目指していると思うんですが、なかなかこういった方々に対する手厚い支援がなければ、なかなか国民全員が取得という声はあっても、なかなか大変な状況なのではないかと。特に、それに取り組む職員の皆さんとかの苦勞というのは大変なものではないかなというふうに考えるところでもあります。

続きまして、マイナ保険証使用で医療機関を受診する際のトラブル事案についてでありますけれども、本町には、町長の答弁によりまして、トラブル等はないということに報告されておりますけれども、本当に全国的には様々なトラブルが発生しており、それに政府は今検討して対応しているという状況だと思うわけでありましてけれども、そういった中で町長の答弁の中にもありました、医療機関の機械の導入も90%等々になっているという状況でありますけれども、こういった中でも県内のオンラインシステム、これの使用が開始されてからも、

何かトラブルがあるような事例はないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 近住民課長。

○住民課長 町内の医療機関及び薬局につきましては、全ての機関で、この情報が共有できるというか、この認証ができる、マイナ保険証を使える状況になってございます。

医療機関においては、私どものほうに連絡が全て来るわけではございませんので、分からないところはあるのですが、町のほうでカードを交付している段階においては、ログアウト漏れによる誤ったひもづけなども、マスコミ報道では全国的にはあったと聞いておりますが、本町においては、窓口では総務省の手順に従っておりますので、ログアウトも徹底しておりますので、このような事例は確認されておられません。

○議長 吉村 徹君。

○7番 それを聞いて安心するところでありませけれども。

現在の紙の保険証については、本人の医療費負担について2割とか3割とか1割と、こう分かるように掲載されているわけでありませけれども、有効期限のあるマイナカードについては恐らく記載されていない。情報の中に入っていて、本人については忘れてしまうと何割だったか分からないというような状況も出てくるのかなと思っているのがありませまして、特に心配だと思われるのは、私たちのような70を超えた高齢者についてなんです、やっぱり年度の所得がこう変わることによって、2割だったり3割だったり変動すると、年度ごとに。そういったものに対する対応は、どのような形になるのかどうかについてお伺いします。

○議長 近住民課長。

○住民課長 現在検討されている状況で、まだこのようになるというようなものはまだ示されていないわけなんですけれども、オンライン資格によって確認をするということで、例えばカードを持たない方、カードを持っていてもひもづけされていない方などもいらっしゃいますが、そういう方には資格確認書をお送りするような形になるかと思ひます。

詳細が決まりましたら、国での詳細が決まりましたら検討を進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 吉村 徹君。

○7番 そうですね、負担が変わることが、今までの紙の保険証ですと、先ほど言ったように自分が2割か3割負担しているのかということが分かると。ところがカードのほうでの情報が流れていって、自分は分からないうちに2割負担だったものが3割負担になっていた、と

というような状況がやっぱり全国的にもあるような声がありますので、そこら辺の安全で安心というか、負担のかからないようにしていただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、マイナンバーカードの取得をしない方への対応についてお伺ひしたいわけですが、やはり、最初のマイナンバーカード事業が始まったときは、強制的ではないと、任意だということから始まっておりまして、やはり個人情報に対する不安とか、状況見ながら、これまでカードは作らないという方がいらっしやったと。

また、最近のこういったいろんな状況を受けて、やはり作らないというふうに意思表示している方もいらっしやるわけでありまして、こういった方々に対しては、先ほど町長の答弁にもありましたが、資格確認書というものが発行されるというふうに聞いておりますけれども、この資格確認書というものはどのような内容で、どのようにして私たち被保険者の手に入るのかについてお伺ひします。

○議長 近住民課長。

○住民課長 資格確認書につきましては、まだ、実は詳細が決まっておりませんで、8月に通知がようやく入ったところでございます。

この中身についても、保険者が5年以内に決めるというような中身もございしますが、この資格確認書ですので、ご本人のお名前、それからその負担割合等分かる表示で、紙等になるのかなとは思っておりますが、まだ詳細決まっておりませんので、分かった段階でご案内させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長 吉村 徹君。

○7番 マイナ法の改正が今年の6月に改正されたわけで、まだ具体的内容が町までは入っていないということなんだなというふうに考えるわけですが、そういった、改正された法案を見ますと、結局、今までは国民健康保険などについては、例えば、保険料の滞納をしている方々は、短期被保険者証をいただいて診療するというような状況になっておるわけですが、これについても、国の今回の法改正によって変わってくるということになっておりますが、そのような情報もまだ入っていないということでよろしいでしょうか。

本当に今でもこう、国民保険の滞納をされている方なんかは、診療を受けられないとか10割負担しなくちゃいけないと最終的になるというような状況があるわけですし、これ、こういった事態に対して、保険証がまた新しい制度になってくる中でどのように変わってくるのか

本当にこう、心配するところでもあります。それと同時に、その心配の中では、滞納されている方がマイナ保険証などを取得していた場合の対応などもどのようになるか、というところも、ちょっと今後の推移を見ていきたいなというふうに考えているところでもあります。

次に、保険証廃止に向けた本町の対応についてでありますけれども、まだ情報が入ってこないのです、質問するわけにもいかないわけでありますけれども、ただちょっとお伺いしたかったのは、この改正の中で、郵便局においても個人カードの交付申請などもできるというような形になったようなんですが、そこら辺に対する受け止めは、町長いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 いろんなチャンネルといいますか、役場に直接来なくても手続が取れるような1つの出先として、郵便局なども積極的に協力していきたいという内容はお聞きしているところでございます、今も、手続のお手伝いはしていただいているところではありますが、さらにもう少しこう、本当にそこで発行までできるのかどうか、そこら辺はちょっとまだ明確ではないのですが、できるだけ身近なところで取得ができるような門戸を開いて、法改正のほうに進んでおられるようでありますので、情報収集に努めて利便性の向上を図れるようにしてまいります。

○議長 吉村 徹君。

○7番 町民の方にとっては、個人情報の保護の観点でいかななものかなというような、心配をされる部分もあるのかなというふうに思っています。それについては、慎重な対応が行政にとって求められてくるのではないかなというふうに考えるわけですが。

また、マイナンバーカードとはまた違うことでもありますけれども、そのついででありますのでちょっとお聞きしたいんですが、この法改正の中では、公的年金等の支給を迅速かつ確実なものにするために、貯金口座等の登録に関する法律の一部改正というふうなうたわれている文言がありまして、マイナンバーカードに公的年金の受け取りをひもづけるということがうたわれているわけじゃないですか。それで、本人が了解するかしないか、それを通知して本人の意思で行うとあります。

ただ、連絡をしても返答がなかった場合には、ある一定の時期が来れば、長が総理大臣に届けると。口座番号を届けることができるというような文言に変わったようでもありますけれども、この辺についても町長、いかがお受け取りでしょうか。

○議長 町長。

○町長 大変不勉強で申し訳ありませんけれどもその法改正、十分承知していないので少し調

査をさせていただいて、適切な対応に努めてまいります。

○議長 吉村 徹君。

○7番 よろしくお願ひしたいと思ひます。

これを見ると、第8条あたりで書かれているような感じであるんですけども、そういった形で、マイナンバーカードをこれから取得する方々にとっても、いろんな制度がある程度変わってくるという流れの中で、なかなか理解しづらいという状況があると思ひます。そこら辺についてはやはり丁寧な説明をしながら、今後町民の皆さんに理解を求めながら、更新、交付の取得に努めていただきたいなというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きましては物価高騰対策についてであります。

本当に最近の物価高騰はすさまじいものがありまして、本当に、住民の方々は大変な思いをされているというふうに、そういう声を聞くくらいであります。本当に今年は最低賃金が本県では850円から900円という答申が出ておりまして、幾らか生活が楽になるのかなと思ひた矢先に、それを上回る物価高騰があるということで、本当に収入は減る、物価は上がるというこういった状況を、やはり何とか、町の今回町長からいただいた答弁のように、本当にきめ細かに、町民の方々に対して、できるだけの何というか支援を行っていきべきだと思ひますが、その基本的な考え方について町長にお伺ひしたいと思ひます。

○議長 町長。

○町長 国としても、物価高騰対策として様々な支援を予算措置されておりまして、それをしっかり受け止めながら、生活を防衛していく形で、今後とも的確な経済対策なり、また、生活支援を進めていかなきゃならないというふうに思ひております。

最低賃金といいますか人件費を、賃金を上げて、そしてそれが消費に結びついて、国内経済を好循環に持っていくという、これが国の施策でありますので、その部分で期待はしているところではありますが、賃金が上がることによって経費がかかり増しをする、また原材料費が上がることによってかかり増しをしていく。そうすると商品に、どうしても転嫁せざるを得ないと。ここの部分が、どうしてもマイナスといいますか足を引っ張っている状況もあって、町内の飲食店をはじめとした事業者さんにとっても、大変苦しいといいますか、結局商品が上がるといいますか、値段が上がれば利用される方が減ることにつながりますので、こういったところをやっぱりしっかり見詰めながら、事業者さんへの支援なども含めて、検討していかなきゃならないと考えております。

○議長 吉村 徹君。

○7番 ぜひ、有効な実効性のある対策をぜひ検討していただきたいというふうに考えるところであります。

続きまして最後になりますが、温暖化対策についても若干お聞きしたいと思いますが、ご存じのとおり、米沢では女子中学生が帰宅途中に熱中症によって亡くなったという痛ましい事態となっている状況であります。そういった中で本町においての熱中症の疑いで救急搬送をされた方の数などはつかんでいらっしゃるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 現時点でそこまで把握しておりませんので、消防署のほうに問合せしながら再確認させていただきたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○7番 こういう、結構、熱中症による被害があちらこちらで、人的被害があるということを考えれば、これから取る対策について、やはり数もある程度正確につかんで、対応していくというところがあるのではないかと思いますので、ぜひ、そのことを検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 答弁の中にも書かせていただきまして、高齢者の方々の対応、さらには幼児や、また学校などでもこの指数を活用しながら、屋内でも屋外でも活動などについては注意を喚起しているところであります。

改めて、ただいま報告できなかった救急搬送の件については確認させていただきながら、さらに行政防災無線を使わせていただいたり、またSNSなどでも発出しているところでありますけれども、熱中症予防については喚起をし続けていきたいと思っております。

○議長 吉村 徹君。

○7番 ありがとうございます。

町長の答弁にもありましたとおりに、今後、今月、10月も高温が続くということで、本当に住民の皆さんは大変な苦勞されて生活されている状況にあると思いますので、ぜひ熱中症にかかったりしないように対策をお願いしたいなというふうに考えます。

それで最後になりますがけれども、こういった年々温暖化する状況の中で、町民の皆さんの暮らしを守るという点から、例えば熱中症対策として、いろいろ広報などでは、エアコンを使用した部屋でゆっくり休んでくださいというような呼びかけがあるわけではありますが

も、やはり独り暮らしあるいは高齢者、また低所得者の方々にとっては、エアコンは取り付けてなかったり、あったとしてもこのような物価高の電気代の高騰によって、やっぱり使わないで過ごすというような状況も見られるのではないかと思います。

こういう点で、冬の暖房に対する石油の支援はありますが、やはりこの夏の暑さ対策に対するエアコンに対する設置の助成であるとか、あるいは電気代の助成とか、そういったものも町としても検討し、国にも要望しながら検討していくべきではないのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 新たな提案をいただいたわけでありまして、エアコンについても全世帯が設置されている状況ではない。暖房ですと全家庭でそれなりの暖房器具をそろえていらっしゃるって、燃油などの支援などもさせていただいておるところでありますので、今後、大きなといいますか、今年のようなことが災害のように毎年来るようなことも考えるとすれば、そういった暑さ対策についての支援というの、新たな考え方として必要ではないのかなということはお指摘のとおりだと思いますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○7番 ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

最後に、全世界的に温暖化が加速している状況については、バイデンアメリカ大統領も、大型のハリケーンなどの被害、あるいはハワイでの山火事による被害などを受けて大幅な対策を講ずるということも先月言っておりましたが、やはり我が国でも国際社会と連携しながら、早急にこの対策を進めていくことが求められていると思います。

そういった意味では、物価高騰対策もしかりではありますが、この温暖化対策も強力に国に対して要請していくべきではないかというふうに考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 温暖化といいますか沸騰化だという形で、議員からもご質問いただきましたけれども、本当に後戻りできない状況に差しかかっているのではないかなというふうに思っております。そういう意味では、1つの国だけで完結できなくて、地球全体でどのような対策を講じるのか。今、エアコンのご質問いただきましたけれども、エアコンの整備と併せて電気を使用拡大すれば、さらに化石燃料を燃やすというようなことにもつながっていかないか、そこら辺も含めて、やっぱりトータルといいますか、地球的な規模で、どうこの異常気象を克服して

いくのかというテーブルをつくりながら、そこでそれぞれの国が果たす役割というのが明確化されていくんだろうというふうに思います。

私もそのような意味では、機会があれば、そういった異常気象対策について、強く発言をしてみたいと思います。

ありがとうございました。

○議長 吉村 徹君。

○7番 本当に、喫緊の課題となっておりますので、私たちも当然、その対策に向けて取り組まなくてはならないわけでありましてけれども、行政とも一緒になって、やっぱり国に働きかけていく、そういう動きを本当にしないと大変な事態になると、皆さんも心の中で思っているという状況だと思いますので、今後とも一生懸命そういう形での対応をしながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

○議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時45分といたします。

(午前10時28分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時45分)

○議長 第2順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

橋本欣一君。

○10番 10番、はい。

○議長 第2順位、橋本欣一君。

(10番 橋本欣一君 登壇)

○10番 午前中2番目の質問でございます、よろしくお願いいたします。

議長宛てに通告のとおり、質問いたします。

初めに、第9期介護保険事業計画について質問いたします。

3年ごとに改定される介護保険事業計画ですが、来年度に向け策定中と聞きます。特に次期計画では、団塊の世代が全員75歳を迎える時期となります。ますます、介護保険利用者が

増加すると予想される中、負担では65歳以上の介護保険料の増加、利用者側では後期高齢者医療の利用者負担が一定所得以上の負担が2割負担に合わせて、介護保険の利用者負担も2割負担にする動きが強まっていること。

施設の多床室利用の利用料金の負担、ケアプランの有料化、要介護1、2の高齢者の訪問介護・通所介護を介護保険から外し地域支援事業に移行、介護職員配置基準の緩和などの利用者負担の増加などのサービス低下が懸念されています。

本年3月議会において我が党の吉村議員から、第9期介護保険事業計画の質問があり、夏までにニーズ調査の集約や国の動向を勘案して計画を策定するとあり、具体的な答弁はありませんでした。その後の進展があると思いますが、再度、どのような方針をもって策定するのか、質問します。

①ニーズ調査の結果での特徴的なものは。

②介護保険をはじめとする制度の改正点は。

③2025年問題（団塊の世代が75歳になる年）に対する施設数、介護職員の人員不足、処遇改善などの対応は。

次に、コロナ後の町内の経済状況についてお聞きします。

本年5月8日にコロナ感染症が5類化され、徐々に以前の暮らしに戻りつつあると言いつつも、この4年間の経済の落ち込みの挽回には程遠く、まだまだ時間がかかるように言われています。さらに物価高騰、暮らし・生活習慣の変化などが追い打ちをかけていると言われます。

国、県、町がそれぞれに支援を行っております。特に各企業、事業所に対しては、コロナ感染症による景気落ち込みの対策として、政府系金融機関や民間金融機関が、いわゆるゼロゼロ融資を含む新型コロナウイルス関連融資を実施し、約半数の企業が融資を利用しているといえます。それぞれの融資状況に違いますが、一般にこの6月から8月にかけて返済のピークを迎え、物価高騰で価格転嫁ができないなどの企業は、返済が一層経営を圧迫し事業停止や倒産が増加するのではないかとされています。

町内の経済状況をどのように捉え、さらに支援策について質問します。

①本町の企業、事業所の状況をどのように捉えているか。

②アフターコロナ・物価高騰対策のさらなる支援の必要性。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、第9期介護保険事業計画について、ニーズ調査の結果で特徴的なものについてはありますが、町では今年1月から2月にかけて、本町計画策定に向けてのニーズ調査を実施しました。

一般高齢者を対象とした「日常生活圏域ニーズ調査」と、要介護認定者でかつ在宅の高齢者を対象とした「在宅介護実態調査」の2種類の調査であります。これにより、町内高齢者の生活環境、社会参加の状況や、意欲等の把握、在宅の要介護認定者の意向やサービスの必要性、介護をされている方の意向把握等を行っております。

これらの調査結果をもとに、要介護・要支援になるリスクがある方を推計すると、前回3年前の調査より、運動機能・口腔機能の低下、鬱傾向・転倒のリスク該当者や社会参加の少ない方の割合が増加しました。原因としては、新型コロナウイルス感染症拡大により、外出機会や地域とのつながりの機会が減少した影響が考えられます。

また心配事や愚痴を聞いてくれる人、聞いてあげる人、看病や世話をしてくれる人、してあげる人がいますかという設問には、前回に比べてそのような人がいないと答えた方の割合が増加し、地域のつながりの希薄化がうかがえます。

在宅の方の施設等への入所・入居の検討状況については、検討していないが55%で前回とほぼ同様であったことから、介護を受けながらも、自宅で過ごすことを希望しておられる方のニーズ把握に努め、適切な提供体制を引き続き整えていく必要があります。

在宅での介護において、介護者が不安に感じる介護については認知症への対応、外出支援の割合が高くなっており、高齢者やその家族、地域の関係者に向けた認知症のリスク要因や予防方法の周知・啓発を進めていくとともに、日常生活で利用できるサービスの整備が重要な要素と捉えております。

以上が前回調査との比較であります。現在、国のシステムへの結果登録作業を実施しておりますので、今後、他自治体との比較も行っていきたいと考えております。

次に、介護保険料をはじめとする制度の改正点についてはありますが、議員ご指摘のとおり、昨年12月開催の国の社会保障審議会での議論で、保険料について国で定める標準段階の多段階化と、利用者サービスの2割負担の対象拡大による負担増、老健施設等の多床室室料負担の導入の考えについて、今年の夏までに結論を得るとしておりましたが、その後本年6月16日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太の方針2023に

において、今年末まで継続して審議することとされました。

制度の改正点となる部分の結論は先送りとなっておりますので、これまでの議論で示されている見直し案をもとに作業を進めております。

次に、2025年問題（団塊の世代が75歳になる年）に対する、施設数、介護職員の人員不足、処遇改善などの対応はについてであります。本町の65歳以上の人口は、2020年令和2年度末の5,607人をピークに僅かに減少傾向が見られ、2023年令和5年7月末には5,529人となっており、現第8期計画推計時より少ない人数となっております。

65歳以上の高齢人口の減少とともに、75歳以上の後期高齢者人口についても、国の推計値のピークより早い2030年頃が本町のピークとして減少が始まると考えられることから、第8期計画の中において、既に必要施設数、必要となるサービスの量等を見通しながら、「自立支援・要介護度の重症化予防に向けた取組の充実」を掲げ、事業を展開してまいりました。

今後の具体的な作業については、再度人口推計を精査し、現第8期計画の事業の検証を行いながら、地域の実情に合わせた計画案を川西町介護保険運営協議会にお示しし、十分な議論を重ねていただきながら、策定作業を進めてまいります。

次に、コロナ後の町内の経済状況について、町内の企業・事業所の状況をどのように捉えているかですが、コロナ禍以後、製造業の一部では今後の需要拡大に向けた設備投資の動きが見られるなど、好転が期待できる事業所がある一方、飲食関連では、夜間の来客が戻らず、営業時間の短縮を続けている例があるなど、今なお大きな影響が残っております。

資金繰りについても、ほとんどの事業所が苦慮されており、自己資金を投入するほか、いわゆるゼロゼロ融資をはじめとする新型コロナウイルス関連融資や、マル経融資等を活用しながら、事業の継続に向けた努力が続けられております。

返済については、県信用保証協会が保証している本町のコロナ関連融資110件のうち、条件変更が1件、代理返済が2件あるものの、その他については当初の予定どおり返済が進められており、厳しい経済状況の中にあっても事業の継続に向けた努力が行われていると捉えております。

また、小規模の事業者からは、コロナ禍で県や町が実施してきた各種支援がつなぎ資金として非常に効果的であったとの声もいただいております。これらは、地域経済に一定の成果があったものと総括しております。

次に、アフターコロナ・物価高騰対策の更なる支援の必要性についてであります。本町では、町民の皆様に対する物価高騰への支援と、町内の消費喚起に加え、消費活動のデジタ

ル化促進を目的として、デジタル地域通貨ダリヤP a yを導入することとしており、これを活用したプレミアム付電子商品券を11月から販売できるよう準備を進めております。

先に吉村議員の答弁でお答え申し上げましたとおり、このプレミアム付電子商品券は購入額の30%がプレミアムポイントとして付加される、1ポイント1円の電子商品券で、販売総額は8,000万円、発行総ポイントは1億400万ポイントとなっております。販売方法は、スマートフォン等のアプリケーションのほか、これらの操作が苦手な方も利用しやすいように、ポイントがあらかじめチャージされた磁気カードの販売も予定しております。

この事業の実施に当たっては、利用できる店舗数を確保するため、事業所向けの説明会を行い事業への参加を呼びかけているところであり、また、利用者に対しても今後説明会を行い、あらかじめ購入希望を募るなどしながら、多くの方に混乱なく使っていただけるよう、利用促進を図ってまいります。なお、さらなる支援については、本事業を最大限利用することを優先し、改めて国・県等からの交付金等の財源が示された場合には、利用状況を鑑みながら、発行総数を積み増しするなどの対応を検討してまいりたいと考えております。

さらに、今定例会において、介護、障害事業者への物価高騰支援金、水道料基本料金に当たる準備料金2か月の減免、園芸品目を出荷する農家の生産費用に対する支援を含んだ補正予算案を上程しており、きめ細かい、物価高騰支援に取り組んでまいります。

以上、橋本欣一議員のご質問にお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ご答弁ありがとうございました。

まず初めに、9期の介護保険事業計画についてでございますけれども、ニーズ調査についてはほぼ前回と変わらないということで、特徴的なものとしては、人付き合いが減ってきている、希薄化が出ているというふうに理解してよろしいですね。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 橋本議員のご質問にお答えいたします。

さようでございます。間違いございません。

○10番 当然、答弁書にあるとおりでございますので、そのとおりだと思いますけれども、昨日の山形新聞報道によりますと、社会福祉協議会の訪問介護220か所を休廃止ということで、特に情報によりますと、米沢、南陽、山辺ということで、それぞれ訪問介護を休廃止するというような報道ございました。

希薄化が、人付き合いがどんどんどんどん薄くなっている中で、やはりこの訪問介護の必

要性というのはますます重要になるということに思うわけなんですけれども、本町のこの社会福祉協議会における訪問介護の状況というか、今後の方向というか、そういう情報がございましたら、課長いかがでしょうか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

この記事につきましては、隣の米沢市さん、あと南陽市さんのほうがやめられる可能性があるというようなアンケートでございました。非常にショッキングな内容でございますが、近辺、うちの川西町の社会福祉協議会のほうのお話をされた中では、この情報はございませんでしたが、なお、これからわたってどのようになるのかも含めまして、確認をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ、情報収集を早急にしていただきながら、もちろんあの休業止だけじゃなくて、コロナ対策というのは、各市町でお考えになるんでしょうけれども、市町村におけるその事業でしたっけ、に移行してくる形になるんでしょうけれども、やっぱりサービスどんどん減っている、希薄化が進んでいる中でサービスが減るという状況では、ますます、孤立化というのが進むんじゃないかなと思うんですけれども。

各市町村とも状況が違うと言いながらも、例えば南陽市の場合は、ヘルパーさんが全員退職し体力的にも厳しい部分があった、とかということで、高齢化も進んでいるということの理由で、廃止、休止を決めたということなんだろうけれども、この対策、やっぱり必要だと思うんですけれども、町長、今後のこの現状では川西町続けるというふうな情報なんだろうけれども、町長が知っている情報では、どのような状況になっておりますかね。

○議長 町長。

○町長 私も記事読ませていただきまして、いろんな理由がありますけれどもその中に、民間事業者さんが参入されて代行されているということで、社会福祉協議会が直接、今までかけてきた部分が他の団体でサービスが提供されているということも含めて、社会状況が変化してきたのかなというふうに捉えたところであります。

本町の社会福祉協議会との意見交換、役員の方と意見交換もさせていただきましたけれども、やはり昨年度の実績を見ると、訪問介護事業は、需要が下がっているというようなことが現実にあるようであります。これについても、社会福祉協議会としても、現場の状況を把握しながら、ニーズの掘り起こしなどを課題として捉えておられますので、やはりニーズ調

査だけではなくて、民生委員の皆さんなどのお力添えもいただきながら、在宅福祉の充実というのは今後継続した課題として、社協さんと協議の場を設定しながら、掘り起こしをしてまいりたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 需要が下がっているというようなこと私初めて聞いた。むしろ事業が広がっているのかなということのように思っておったわけなんですけれども、この需要が大きく下がっているという理由はどんなことなんでしょうか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 今回の需要が、ということにつきましては、社会福祉協議会さんの需要という形の話になりますので、今この新聞紙上でありました、いろんなところでこの取組をされていますので、そういう、取り合いではないんですがそういう部分があるのかなという部分と、介護サービスがいろいろなサービスが出ておりますから、そういうような別のサービスでこれを補うということもあるのかなというふうに考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 それと、社会福祉協議会さんのサービスが休止なり廃止なりという形であっても、十分に対応できるというふうに川西町の場合は対応できるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 対応できるようにしなければならないのかなというふうに考えておりますので、この訪問介護サービスのみならずほかのサービスも、充実も含めまして今後推進をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ、次期計画、まだまだ国の方針も決まっていないということで、策定しようにもしようがないというような状況なのかなと思っておるんですけれども、その中でもぜひ考慮しながら、入れざるを得ないというのが当然なんでしょうけれども、入れていただきたいと思えます。

それで、国からの情報がないと言いながらも、例えば、ケアプランの有料化、あるいは利用者のほうにとっては多床室の部屋代とか室料の自己負担化、あるいは先ほど質問の中でもいろいろ申し上げましたけれども、そういったものの動向というのは情報としてはないのでしょいかね。あくまでも最終的に政府が決めて、介護保険制度にのせるわけなんでしょう

うけれども、情報的にはございませんか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 今回、年末に先送りになったというものが、いわゆる町民の負担を要するものということで、いわゆる多床室のほうが入ってございます。したがってこれにつきましては、どのような負担がかかってくるのかというのは、12月を待たないと分からないという状況でございます。

それからそのほかのケアプランの関係につきましては、今期計画以降に盛り込むという、この次の計画に盛り込むという状況でございましたので、これも有償になるのか、それともどのような負担になるのかというのはまだ情報はない状況でございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 情報のない中で、空論になってしまうかもしれませんが、負担のかかるものについては、町独自で限度額などを決めながら限度額をオーバーした場合は負担すると、負担というか、補助するとか援助するという方向というのはないでしょうか、そういう方策というのは。できるものでしょうかできないものでしょうかというものもあるし、やる気があるかないかということもなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 介護保険制度は、全国一律の制度として発足しているところでありまして、町独自に地域福祉のサービスの中身の吟味とかということについては可能だと思いますけれども、一般会計から注入して、保険料を圧縮するとかということについては難しいといえますか、できないというふうに伝えられております。

隣町さんでもいろいろ働きかけをされましたけれども、国に対する制度要望もされましたが、それは実現できないという状況でございましたので、やはりサービスの中身、質、そういったところでニーズをしっかりと把握していくということの中で反映していくことが、町としての施策というふうに捉えているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 政府の方針、まだまだ出ないということなんですけれども、ぜひ町長からも県、国に対しても、こういった要望がある、あるいはこういう実情であるということで、特に、低所得者に対する負担の軽減、これやっぱり考えていかないと、なかなか施設にも、先ほどのアンケート調査の中でも、施設入所を考えていないということ、55%でしたかはあったようですけれども、やっぱり負担を伴う施設入所ですので、なかなか例えば国民年金、私もそうな

んですけれども、施設入所というのはなかなかこれ難しいというふうに考えるわけなんで、そういった意味でもなかなか、考えないというよりも考えられないということが当たっているんじゃないかなと思うわけなんですけれども。

ぜひ低所得者に対する支援、これもやっぱり是非要望していただきたいと、このように考えております。いかがですか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 保険料の第1号被保険者の中でも軽減措置というのはございますが、今議員がおっしゃるとおり、低所得者の負担というものが大きくなるということであれば、その辺については我々も研究検討を重ねながら、どのようにすべきかということについては、させていただきますというふうに考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 もう一つ忘れておりました。

特に、ケアプランの有料化についてですけれども、介護保険の制度の入り口で高齢者をストップすると、排除するというか受け付けないという、こんなことになる可能性もあるわけなんで、ぜひ制度を利用できないじゃなくて、有効にできるような制度設計をしていただきたい。制度の入り口で排除される高齢者、これを大量に生み出さない方法もぜひ必要なので、ケアプランの有料化これぜひともやっぱり、無料化していくということを継続していくことが大事なんじゃないかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 ケアプランは現在無料でございますが、これが有料にどの程度になるというのはまだ示されてはいないわけですし、どのような内容で有料化にしていくのかというものもまだ示されていない状況でございます。ただ、議員おっしゃるとおり、少なくとも介護保険の入り口をここで閉ざすというようなことにはならないようなことを国のほうの制度といたしまして、期待するものでございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ケアプランの有料化、介護保険の待機者にもなれないという状況をつくらないようにぜひ、町長からも要望していただきたいということで、町民の生命を守る役目が町長の役目でございますので、ぜひ、これ、制度的にきちとした形で受けられる、権利は権利として受けられる、こういった制度を目指していただきたいな、このように思います。

幾らしゃべっても介護保険、なかなか国が決めておらないので、課長も答弁がしようがな

いというようなお顔でございますので、ぜひ、要望は要望としてきちっとした形で積み上げていっていただきたいと、このように考えております。

次に、町内の景気、あるいは動向でございますけれども、もう少し詳しい情報というか、何せ情報の出どころが私と一緒にしょうから、同じことを聞くわけなんですけれども、特に、コロナ後につきましては、宿泊、飲食、タクシー業等々は相当な打撃を受けて、体力のあるところは残った、体力がないところはなかなか厳しい状況であるというふうな状況ですけれども、ゼロゼロ融資については全国で約半数の企業が利用したって言われるわけですけれども、町内では110件ですか、360ぐらいの企業がある中での110件で済んだのかなと思っておるんですけれども、そのほかにいろんな情報というか、コロナ関連融資についてはあるわけなんでしょうけれども、110というのはこれも、間違いはないのでしょうかという言い方はおかしいんですけれども、把握きちとなさっておるのでしょうか。

○議長 内谷産業振興課長。

○産業振興課長 お答えいたします。

町内350件ほどございますけれども、そのうちこのコロナ資金につきましては、新型コロナ対応資金1号から3号、国関係の資金でございますけれどもこの3本と、県の地域経済変動対策資金、セーフティーネットいわゆるマル経と言われておりますけれども、その4本で、110件で間違いございません。これは保証協会の資料でございます。約15.5億円の金額になっております。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○10番 その中で、私もネットや新聞報道上しか把握できないわけなんですけれども、ちょうど6月からこの時期に返済のピークが来ているということ、これは事実なんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長 内谷産業振興課長。

○産業振興課長 こちらとしてもそのように聞いております。

○10番 すみません、もう一度。

○産業振興課長 うちもそのように聞いております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 その中で相談があったというのは3件ほどあるということだったわけなんですけれども、どうもいろいろその後調べますと、関連融資については様々な手だてがあつて、猶予

があったりいろいろな、当事者はあるようなんですけれども、比較的コロナという一種の災害の中での返済では、ちょっと返済の延期やそういったものも融通が利くというような話でしたので、現実的には町内での事業停止や倒産というお話はあるものですか、いかがですか。

○議長 内谷産業振興課長。

○産業振興課長 この110件の融資の内容につきまして、3件の課題があったというふうに返答していますけれども、1件が条件変更でこれは額の分散、返済の緩和をお願いしたものでございます。代理弁済が2件、1件が事業をやめたというものが1件でございまして、返済困難が1件でございます。そのような中身ですので、事業をやめたということですので、その分は、事業を閉じたということになりますので、そういうふうに見ているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 それぞれに何とかなっているという、簡単にそのように表現していいのかなんですけれども、それで厳しい状況の中で四苦八苦しながらも継続なさっているということ、大変結構なことだと思います。

特に商工会からお聞きした状況では、建設業なんかは災害もあったという、災害復旧もあったということで、仕事にし切れない状況である、し切れないほどあるという言い方はおかしいんでしょうけれども、需要があって対応できないというような状況もあるようです。さらには、製造業、答弁書にもございましたけれども、円高効果などもあって、世界マーケットの中での、ごめんなさい、失礼しました。円安効果というものもありまして、世界マーケットの中で、すばらしい仕事をしているというような情報も、私初めて聞きました。

反面、先ほど質問ありましたけれども、資材高、あるいは燃料高ということで、その辺でも苦慮しているというお話を聞いております。

やっぱり一番大変なのは飲食業で、現状でもう6割ぐらいはコロナ前よりも、6割ぐらいはダウンしているというような情報もあるようで、それで、店の状況あるんでしょうけれども、どうもコロナ後の生活習慣が変わって皆さんもそうでしょうけれども、一次会で終わる。一次会がないというところもあるし、一次会で終わってしまって、家飲みになってしまうという状況、生活様式の変化というと格好いいんですけれども、なかなかそういった状況もあるというふうなお話聞いております。

さらには、タクシー業界、代行業界については人手不足、全般に人手不足なんだろうけれども、こういったものもあって、町内の景気、それぞれの業種によって状況は違うような

んですけれども、飲食業につきましては大変な状況があるということで、以前から県、あるいは町でも支援しているということなんですけれども、デジタルペイを採用もするというようなことなんですけれども、さらなる給付型の支援というのは、飲食業を中心としながらする必要はあるんじゃないかなと思うんですけれども、町長いかがですかね。

○議長 町長。

○町長 飲食サービス業の需要がコロナ前には復活していないというのは私も認識しているところであります。さらに、様々なサービスを拡大しようとしても、その人員が確保できなくて今のニーズに合わせざるを得ないと。規模縮小した形で営業を続けているというようなお話もお聞きしているところであります。

さらなる景気回復、また事業者支援については今後の動向、国も物価高騰また原油高騰などに対して、補正予算措置を検討されているとお聞きしておりますので、そういった国の動向を踏まえながら、町として、実態に合った形での支援策を検討してまいりたいと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 国の動向を待つ前に、町単独ではできないのでしょうか。

○議長 町長。

○町長 町としては現在、ダリヤP a yという形で消費関係の事業を展開する予定でありますので、その効果なども踏まえながら、やはり自立した経営といいますか、補助を注入するだけではなくして、営業としてさらに拡大していく、サービスを充実していくことによって事業展開が図れる自立型の経済支援につながるようなことが必要ではないかなというふうに思っておりますので、まず当面、電子決裁のシステムをそれぞれの事業者さんに入れさせていただきながら、またデジタル化という世の中の流れに、町民の皆さんにも参加いただいて、地域活性化が図られることを期待して、まず事業をスタートさせていただきたいと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 そのダリヤP a yについては11月から始まるということで、現在は利用者、あるいは町民向けの説明会も開催されているというような状況のようなんですけれども、何せ私なんかもなかなか理解しがたい、利用しがたい、難しいというのはあるのかなと思いますけれども、ぜひ丁寧な説明という、あるわけなんですけれども、何度も何度もやっぱり説明というのは必要だと思うんですけれども、現状で、参加事業者や町民向けの説明会、どのようになっていますか。

すか。

○議長 内谷産業振興課長。

○産業振興課長 8月の20日から、参加事業者、加盟者向けの説明会を行っております。これまで3回行ってまして、70業者に参加いただいております。その中では、高齢者の使いやすさ、使いやすさをどのように担保するのか。1つの事業者で2台3台の決済は可能なのかなどなど、いろんな質問を受けております。それに対しまして、丁寧に質問をお返ししながら返答しております。

また、今回70業者さんでございましたけれども、これから、これまでのプレミアム商品券事業につきましては約200社の参加がございましたので、その対象者などに訪問をしながら説明をし、参加を求めていきたいなというふうに思っているところでございます。それが9月いっぱい固めたいなというふうに思っておりまして、参加事業者の概要が固まった段階で利用者の説明会を行って、こういう業者さんがおりますので、この制度を使って消費をしていただきたいというような説明をしながら利用者を募集し、11月のスタートに向かっていきたいなといま、進めているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 まだ説明段階だということで、まだまだ町内業者の方には参加していただきながら、町民が利用できる範囲をどんどんどんどん広げていくということなんでしょうけれども、一度制度設計すれば、当然、来年あるいは将来的にも続けていくという気構えはどうなんでしょう。

○議長 内谷産業振興課長。

○産業振興課長 この制度が入りますと、仕組みが入りますと維持費はかかりますけれども、こういう原資さえあれば展開できますので、原資の確保は必要でございますけれども、それを確保しながら、継続し実施することによって、地域経済の活性化、物価高対策などをしていきたいなというふうに考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ、大きな原資をもって、町民が利用できるような、活気が出るような方策を練っていただきたいなと思います。

もう1点、先ほど各企業によっては、人手不足ということも、町内の景気には関わることと思っております。関連して質問させてもらいますけれども、どうも、やっぱり建設業を中心しながら、人手不足で従業員がいないということが言われております。特に高校生の、卒業で

就職する方なんかは、どうも、町内企業にはほんの数名しか就職しないというような状況があるというふうに聞いております。

これに対しては、どのような方策というか、ぜひ町内企業を紹介しながら町内に残ってもらいたいという思いがあるわけなんですけれども、方策についてありましたら。

○議長 内谷産業振興課長。

○産業振興課長 雇用対策につきましては、置賜地区の雇用対策協議会、そして川西町の雇用対策協議会を組織しながら、検討しております。

実際、町内に就職された高卒者については、去年は3名ほどだというふうに聞いております。今年も今、雇用関係の作業も進んでおりますけれども、なかなか厳しい状況にあるというふうに聞いています。それに対しまして、なかなか効果は見えないですけれども、産業フェアや、町報による町内企業の紹介、そして町の雇用対策協議会において、町内の企業訪問を実施しようということで、高校生、中学生を対象としたその事業をやろうということで、今準備しておりますので、そのようなものが効果が出るのかなというふうに思いますけれども、なかなかその子供さんだけじゃなくて、親御さんの思いなどもございまして、なかなか厳しいものですから、PR活動を展開しながら地元雇用という、地元就職というものを導いていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○10番 商工会からのお話でしたけれども、雇用対策については、ぜひ町のホームページ等々で町内に就職した1年上のOBというか、新卒でなされた方のインタビューを載せるなりすると、年代のつながりで顔が見える就職、人がその場で働いているというのが見えるということで、一種職場の安心感というか、人付き合いへの安心感ができるんじゃないかというような提案もございました。

ぜひホームページ、企業紹介等々では上手にというか、より効果的なもの、一言で言えばそんな風になるんでしょうけれども、効率的な効果的なホームページ紹介、企業紹介というものを目指していただければ、それが100%地元就職につながるかというとなかなか厳しいものもあるんでしょうけれども、ひと工夫が全然違うんじゃないかというような提案もございました。ぜひ、町内高校卒業の方、町内に残っていただけるような、もちろん企業側でも魅力的な企業というのは必要なんだろうけれども、そういったもので安心感ができる職場づくりという、職場紹介というものを、ぜひしていただきたいなとこのように思っております。

す。

様々、町内の景気、コロナ後については職種によっても違うし、様々な条件もございますけれども、総じて言えば上向きなのかなというふうに思うわけなんですけれども、ぜひ特に宿泊、飲食、タクシー業界については支援が必要だということを申し上げまして、町内の景気をますます現状に戻せるように、コロナ前に戻せるように期待しながら、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時34分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長 第3順位の茂木 晶君は質問席にお着きください。

茂木 晶君。

○1番 1番茂木 晶です。

○議長 第3順位、茂木 晶君。

(1番 茂木 晶君 登壇)

○1番 議長宛てに、通告のとおり質問いたします。

1、子育て支援。

①子育て支援センターを拡大すべきではないか。

子ども・子育て支援事業の主な目的は、子育て家族が経済的に安定し、保護者の精神的安定が得られること、また、子供にとっても家庭生活や学校生活を安心して過ごすことができることが重要な目的であると考えます。保護者の経済的な安定性を保つために、保護者の要望に沿って子供を預かることができる施設・設備を整備する必要があります。

特に、第1子を迎えた保護者が直面する悩みや不安事は膨大であり、初めての子育てに疲弊する方がほとんどです。正解が分からない問題を次々出され、日々子育てに奮闘する中で、育児相談や情報交換の場の提供、親子遊びなどを提供する子育て支援センターの果たす役割

は大きいです。

そのような子育て支援センターは、私たち子育て世代のもっと身近な存在であるべきだと考えます。各地区に1つの割合で整備されてもよいのではないのでしょうか。

②子供の遊び場不足をどう考えるか。

子供の遊び場不足について、様々な場面で保護者の皆さんから要望の声を頂戴する問題があります。特に、積雪の多い川西町において、冬期間の室内遊び場がないことは、子供にとっても保護者にとっても大変なストレスとなっている。

現在、川西町の子育て支援センターは、就園前のゼロ歳児や1歳児の支援を対象とした小規模のセンターであり、子供の遊び場機能を持った大型のセンターではありません。

山形市のべにっこひろばやコパル、天童市のげんキッズ、近場では、高島町のモックル、米沢市には10月にオープン予定のくても、長井市には8月にオープンしたくるんとなどが整備されており、子供と保護者が体をいっぱい動かして遊べる広い設備と遊具が整備されています。

川西町にも、このような小学生でも思い切って体を動かして遊ぶことのできる施設が求められているのではないのでしょうか。

2番、旧役場跡地利活用。

旧役場跡地利活用について、中心市街地のにぎわい創出を図るための施設を整備する計画が進められています。設計コンセプトとして、地域のまちづくり機能・交流学习機能・観光拠点としての情報発信案内機能、避難場所としての防災機能などを兼ね備えた複合施設を計画しているとあります。

また、整備に係る検討経過として、令和3年12月から基本設計に係る検討を重ね、令和4年10月21日の町議会、全員協議会の場で最終的な決定がされたと伺いました。

その後、令和5年に入り、川西町にぎわいづくり検討委員会を設置し、ソフト面である施設の運用などを検討されているようです。

①施設の検討方法について。

なぜ、ハード面とソフト面を並行して検討しないのか。川西町のにぎわいづくり検討委員会の設置目的の中には、ハード整備と並行して施設運用などについて検討を進めるとありますが、既にハード整備の検討は終了しており、検討の余地はないに等しい状況ではないか。そもそも、どのように施設運営していくか決まっていない状況で、なぜハードを決めてしまったのかについて伺います。

②小松地区交流センターだけで運用できるのか。

この地域振興拠点施設には、小松地区交流センター機能のほかに、交流・憩いの空間づくりとしての交流機能、広場機能、共生社会機能と、町なかのにぎわいづくりとして多目的機能、共用機能、観光窓口機能を挙げておられます。

小松地区交流センターが取り組んでおられる事業に、6つの機能をプラスして盛り込んであります。小松地区交流センターに全てを押しつけることにはならないでしょうか。少なくとも観光窓口機能は、観光協会が担うべきであり、この機会に観光協会を移転し、来訪者をもてなす観光拠点にすべきと考えます。

③なぜ、川西町商工会からの入居依頼を断ったのか。

商工会からは、にぎわいづくりを進める上で小松地区交流センターと商工会がタッグを組めば、さらににぎわいを創出できると提案があったはずである。

プランとしては、商工会を含むチャレンジ産業振興センター、子育て支援センター及び病児保育センターを併設した複合施設を整備し、お試し開業のできるスペースを設置することで、飲食店開業を考える方が初期投資を抑えお試しの開業できる取組である。軌道に乗れば、川西町内での本格的な開業に向け商工会からの支援を受けることができる。利用する側としても新しい飲食店が入ると、足を運ぶきっかけになり、にぎわい創出につながる。さらに、商工会からテナント料を徴収することができれば、毎月の家賃収入を得ることも期待できたはずである。

しかし、令和4年8月9日、議会全員協議会の資料にあるように、複数の団体が入居する施設ではなく、複数の機能を有する施設として整備するとし、小松地区交流センター以外の団体を受入れない判断をしたのはなぜか。その理由と、どのような経緯で検討され、誰が決定されたのかを伺いたい。

④指定管理について。

指定管理業者はどのように決定されるのか。また、指定管理料は幾らになるのか。

3番、公共施設の管理について。

公立置賜川西診療所と同じ建物に入る社会福祉協議会、あるいは川西町観光協会などの施設も老朽化し、いずれ建て替えなどの検討が必要になってくるのではないかと。

①公立置賜川西診療所の耐震基準は満たされているのか。

②公立置賜川西診療所の建て替えや移転は検討されているのか。

③地域振興拠点施設に移転することは検討されなかったのか。

川西診療所と社会福祉協議会を、旧役場跡地に建設予定の川西町地域振興拠点施設に移転することは検討されなかったのか。町民の視点で考えると、病院や銀行、商業施設はできるだけ近くにあると利用しやすく、特に高齢者に関しては、免許返納後の移動手段が限られていることを考えれば、中心市街地に全てそろっているほうが望ましいはずである。また、金銭的な負担を考えた場合も、いずれ診療場を移転し整備することを考えれば、今回まとめて考えたほうが効率的ではないのか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 茂木 晶議員のご質問にお答えいたします。

初めに、子育て支援における子育て支援センターを拡大すべきではないかについてであります。本町では少子化や核家族の進行、地域社会の変化など、子供や子育てをめぐる環境が大きく変化する中、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点として、平成24年度に旧吉島幼稚園に川西町子育て支援センターを設置いたしました。

現在、子育て支援センターは、利用料が無料で、毎週月曜日から金曜日のほか、令和2年度からは利用者の要望に応え、土曜日、日曜日の午前中も開所しております。屋内はもちろん園庭や畑など屋外スペースを利用し保護者と一緒に安心して遊べるほか、専門のスタッフによる子育て相談や魅力あるイベント開催など、保護者の交流や情報交換の場としても大きな役割を担い機能の充実を図っております。

令和4年度の利用状況は、延べ1,435組、3,591名の方にご利用いただきましたが、内訳としては、町内が1,235組(86%)、町外利用が200組(14%)となっております。

また、施設では「ファミリー・サポート・センター」の事業も実施しており、育児の援助を受けたい方と子育てを援助できる方、それぞれに会員登録していただき、預かりや送迎のマッチングが成立した場合に連絡調整する仕組みとしております。

国は、令和4年にこども家庭庁を創設し、「こどもまんなか社会」を目指すこども大綱の閣議決定を受け、現在策定作業を進めておりますが、町としても、子育て支援の充実は大きな課題と捉え、国の施策を踏まえながら総合的に子育て支援を講じてまいりたいと考えております。

さて、議員からご提案ありました各地区に1つの割合で整備してもよいのではないかとのご意見ですが、施設整備費用や保育士等の人員確保等の課題もあり、現段階において、

現有施設の充実を図るとともに、周知・PRに努め、一層利用しやすい施設を目指してまいりたいと考えております。

次に、子供の遊び場不足をどう考えるかについてであります。町では、子ども・子育て支援法に基づき、子供が健やかに成長することができる社会の実現に向けた施策を定め第2期川西町子ども・子育て支援事業計画を令和2年度から5か年間で計画期間として策定しております。

現在、本町では、前段申し上げましたとおり、川西町子育て支援センターを設置しておりますが、議員ご指摘の近隣施設と比較すると小規模な施設となっております。

一方、現在整備を進めている川西町地域振興拠点施設において、機能の一つとして子育て世代の親子が交流できる親子スペースを設けるとともに、大きな空間であるホールやホワイエを遊び場、子供の居場所として有効活用いただくとともに、誰にでも居心地のいい場所として、子育て世代の交流の場として利活用いただきたいと考えております。

次に、旧役場跡地利活用における施設の検討方法についてであります。平成30年から町民等で構成する川西町役場跡地利活用計画策定委員会や川西町役場跡地利活用検討委員会等で議論を積み上げ、令和3年12月に策定した川西町地域振興拠点施設整備基本計画において、基本理念、基本方針及び施設機能の複合化、情報の発信、地球環境への配慮等の基本的機能を定めるとともに、拠点施設の管理及び運用等のソフト面に加え、規模、階層、構造等のハード面における基本的な考え方を盛り込んだところであります。

ハード整備の基本となる、川西町地域振興拠点施設整備基本設計の取りまとめに当たっては、当初から具体的な施設の用途を定めず、町民の皆さんとの対話の中で具体的なイメージを共につくり上げるという将来のまちづくりを意識したプロセスに重きを置き、計4回の町民ワークショップを開催したところであります。

ワークショップにおいては、川西町におけるにぎわいの種の抽出を行い、そのアイデアを基に拠点施設に導入する空間のメニュー化を行うとともに、効果的なにぎわいを生む空間構成の方向性を決めました。ワークショップでの議論から委員の皆さんの声を丁寧に拾い上げた上で、複数の設計プランを提案し、各案のメリットをまとめた基本設計の素案を作成しました。また、ハード面に加え、拠点施設の具体的な活用方法やにぎわいの創出など、ソフト面についても議論を行っております。

ご指摘の、どのような施設運営をしていくか決まっていない状況で、なぜハードを決めてしまったのかについては、前段申し上げましたとおり、基本計画にあるハード面及びソフト

面の基本的な考え方をお示しした上で、町民ワークショップにおいて、それぞれに対する委員の皆さんの声を集約し、基本設計に反映してまいりました。

基本設計取りまとめ以降も、中央公民館利用者団体からヒアリング等を実施し、実施設計の取りまとめを行ったところであり、ハード面が先行し、ソフト面が追従することのないよう努めてきたところであります。

なお、今年度から設置した川西町にぎわいづくり検討委員会は、稼働初年度から施設をより有効に活用いただくため、具体的な日常での施設利用や非日常でのイベント等による活用方法の検討を開始しており、今後、イベントの企画、立案、実証実験及びにぎわいづくりの核となるプレーヤー等の人材育成を図ることを目的としております。

次に、小松地区交流センターだけで運用できるのかについてであります。基本計画において、小松地区交流センターを核として、新たなにぎわいを創出するために3つの基本方針を定めたところであります。

1つは、活力ある地域づくりについては、ソフト面において小松地区まちづくり計画に基づく地域づくりや自主防災事業など、小松地区交流センターが活動の中心となっていただくことを計画しております。

2つ目の交流・憩いの空間づくりについては、ハード面において子育て世代の交流の場となる親子スペースを設置するとともに、誰もが気軽に訪れることができるホワイエや敷地内にイベント広場、あずまやなどを計画しております。

3つ目のまちなかのにぎわいづくりについては、ハード面において各スペースは主要な機能を持ちながらも、全体としてはフレキシブルに利用できる空間としており、地域に根づく文化や地域情報に加え、観光やイベント、移住定住などの情報を発信するデジタルサイネージや受付カウンターを設置を計画しております。

観光拠点としての役割については、地区内の情報発信は小松地区交流センターに担っていただくものの、町全体の観光機能としては、デジタルサイネージ等を活用した観光やイベント情報の発信等について、町が積極的に連携することとしており、小松地区交流センターの負担とならないよう配慮してまいります。

ご指摘の、小松地区交流センターに全てを押しつけることにはならないかについては、基本方針ごとにソフト面、ハード面それぞれの対応としており、小松地区交流センターにおける地域づくり等の役割と利用者が主体となる機能を明確にしているため、全てを押しつけるものではないと考えております。

次に、なぜ川西町商工会からの入居依頼を断ったのかについてであります。令和4年4月12日に商工会から旧役場庁舎跡地利活用に関する提案書の提案が提示され、チャレンジショップ運営やカフェ運営など具体的な取組内容とともに、商工会事務所の入居について盛り込まれておりました。

町では、基本計画において一定の延べ床面積を設定していることや、町民ワークショップにおいて基本設計素案を取りまとめることとしたことから、商工会からの推薦のあった委員にはワークショップの際に発言いただきたい旨をお伝えするとともに、それ以後も商工会と意見交換や情報共有を行うことを確認したところであります。

その後、複数回にわたり事務レベル及び商工会三役との意見交換会を実施し、意見交換の中では提案のあった具体的な取組内容について、商工会が直接のプレーヤーではないことから、商工会としての役割や拠点施設を生かしたにぎわいづくり創出の視点で、再度整理いただきたい旨をお伝えいたしました。

結果的には、計4回開催したワークショップでは、商工会からの提案のあったチャレンジショップ運営やカフェ運営等についての議論は深まらず、また、商工会が入居することについて、委員から様々なご意見があったことも事実であります。

商工会としては、事務所スペース等の十分な確保が困難な状況にあること、及び商工会が独自に実施した小松地区交流センターとの意見交換会において合意形成に至らなかったことから、拠点施設への入居は困難であると判断されました。

これを受け、令和4年8月8日に、庁内の川西町地域振興拠点施設整備推進委員会及び経営会議を開催し、基本計画及び町民ワークショップでの議論を踏まえ、複数の団体が入居する施設ではなく、複数の機能を有する施設として整備することを決定したところであります。

次に、指定管理についてであります。地方自治法第244条の2第3項に、普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認められるときは、条例に定めるところにより、法人その他の団体を指定し、公の施設の管理を行わせることができると定められております。本町においては、平成17年6月27日付で、川西町公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例を制定しております。

指定管理者制度を導入する施設において、指定管理者の募集は原則1施設ごと公募により行うものとされておりますが、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的の効果的な達成が思量される場合は、公募によらず指定管理者の候補を選定することができるとされております。

公募によらず指定管理候補者を選定する施設にあつては、施設所管課において当該施設を管理できる能力を持つ法人等を1つ選び、当該法人等と十分協議の上、当該法人等から申請書、事業計画書等の必要書類を徴収し、これを庁内に設置している指定管理者選定委員会の審査に付した上で指定管理者の候補者として選定し、地方自治法の規定に基づき議会の議決を経て指定管理者を指定することとなります。

さて、拠点施設の管理及び運営については、基本計画において、指定管理者制度による管理を基本とし、平日の日中だけでなく、夜間や土日、祝日も開館することにより、誰もがいつでも利用できるものとしております。なお、指定管理者の候補者については、現在の小松地区交流センターの指定管理者である小松地区地域振興協議会を想定しております。

指定管理料については、町と指定管理者が締結する年度協定書においてその額を定めることとし、人件費等の事務処理料及び光熱水費や委託料等の施設管理費によって指定管理料を算定することとなりますが、拠点施設に係る指定管理料については、今後各項目の諸条件等を精査の上、令和7年度中に算定する予定としております。

次に、公共施設の管理について、公立置賜川西診療所の耐震基準は満たされているのかについてであります。公立置賜川西診療所は、平成12年11月の公立置賜総合病院の開院以来、総合病院のサテライト医療施設として、町民の身近な医療機関として現在に至っておりますが、建物は昭和42年に建設された旧川西町立病院を利用しております。

耐震診断を行っていないため、耐震基準を満たしているのかは不明であります。建設から56年が経過し経年劣化、老朽化が進行している現状にあると認識しており、維持管理、安全対策に十分対応する必要があると考えております。

次に、公立置賜川西診療所建て替えや移転は検討されているのかについてであります。今後も修繕等を繰り返しながら継続利用していくことは、費用対効果等に課題があることから、庁内に検討委員会を設置し診療所の現状調査や課題分析を行い、施設整備について検討をしております。

また今年度、診療所に直接的に関わる機関として、行政側から県と本町、企業団側から公立置賜総合病院と診療所それぞれの関係者を構成員とする庁外検討委員会も立ち上げたところであります。

今後、施設整備に向け、基本構想、基本計画を作成する考えであります。議員各位には、適宜、時間を頂戴し、ご説明させていただきたいと思っております。

次に、地域拠点施設に移転することは検討されなかったのかについてであります。複合

施設として検討した経過がありますが、曜日、祝日を問わず不特定多数の方々に利用いただき、にぎわいづくりを目指す施設であって、医療施設は利用目的と相入れないものであり、また、十分な面積も確保できないと判断したところであります。

以上、茂木 晶議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 茂木 晶君。

○1番 子育て支援センターの拡大についてなんですけれども、吉島地区、平成24年度に旧吉島幼稚園に開設されたということなんですけれども、これは長期的なプランがあって、戦略的に吉島幼稚園に設立されたのでしょうか。

○議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 私のほうからお答えします。

平成24年という年は、ちょうど美郷幼稚園が開園した年でございます。美郷幼稚園というのは吉島幼稚園、中郡幼稚園、そして東沢僻地保育所、この3園が一つにまとまった、それを契機に、旧吉島幼稚園こちらを子育て支援センターといったことで開園したものでございます。

ちなみにその前は、平成12年から子育て支援センターは開所しておりまして、小松保育所の一部を使ってやっておったんですが、24年を契機に吉島に移転したといったことでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長 茂木 晶議員。

○1番 小松保育所にあったということなんですけれども、人口の比率を考えれば、小松地区からわざわざ吉島地区に移転する必要はなかったのではないかということと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 私のほうからそちらもお答えしますが、その当時の判断といたしましては、町有施設の有効利用、吉島幼稚園のほうが広いスペースを確保できるといった判断もありますし、有効利用といった両方で判断したということでお聞きしております。

以上です。

○議長 茂木 晶君。

○1番 やはり需要の多い小松地区に設置するべきだと思いますし、今後も吉島だけではなく、小松地区に整備していただきたいというのが、拡大という意味では施設そのものを拡大する

だけではなく、ほかの地域にも造っていただきたい。各地区にできれば1つという意味ではあったんですけども、費用がかさむし、人材もなかなか取れないしということでしょうけれども、長期的な考えとして、小松地区やほかの地区に支援センターを拡大するという考えはありますでしょうか。

○議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 私のほうから、そちらもお答えします。

長期的な展望といたしましては、町長答弁のほうにもありましたが、子ども・子育て支援法に基づく計画だったり、こども大綱に基づく計画をこれから策定しなくてはいけないといったところで、大きな流れとしてはそちらの計画で検討することになるのかなと思いますが、ただ川西町内の幼児施設をちょっと見ますと老朽化が進んでおまして、近い将来、そちらの幼児施設をどう生かしていくかといった議論の中で、子育て支援センターをどうしていくかといったところもほかの計画と広い議論になるのかなと思いますが、その中で子育て支援センターの役割というものは、今後将来的には出てくるのかなというふうには担当課としては考えているところでございます。

以上です。

○議長 茂木 晶君。

○1番 つまり、将来的には考えていきたいということという認識でいいのですか。

そこでなんですけれども、今回この地域拠点施設整備の検討のときに、なぜ子育て支援センターをそちらに入れることはできなかったのか、これについてお答えください。

○議長 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長 お答えします。

今回のこの拠点施設整備については、町長から答弁あったとおりの基本計画において、様々な機能を設定しているわけですが、基本的な考え方としては、小松地区交流センターを核とする。その機能が核でございまして、そこににぎわいづくりのための様々な機能を付加するというところでございました。

これまでの経過の中で、様々な複合的な議論がなされてきていると承知しておりますけれども、子育て支援センターについての具体的な検討については、正直、具体的なところでの議論の深掘りというのはされてきていないというのが現状でございました。

以上です。

○議長 茂木 晶君。

○1番 ちょっとすみません。あのこととも関わるので、ちょっとすみません。

もう一度ちょっと子育て支援センターのほうで戻りたいと思うんですけども、今、子育て支援センターこあらのほうは、平日9時半から12時、昼は13時から16時、土日は9時半から11時45分だけになっています。

この土日の営業が午後も開設されるべきではないかなと思うんですけども、こちらについてはいかがでしょう。

○議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 令和2年から、土曜日、日曜の午前中を開くと、その前ですと、第2、第4の土曜日だけ開所していたんですが、そちらを広げて、全ての土日を開所したというのが今の流れでございます。

昨年度の利用者数を見ますと、年間で460人といったところでございますので、こちらのほうの検証と、あと職員のほうも限られた人数4名で回り番でやって、そして土日も契約している職員4名ほどいるんですが、その方で回しているといった状況もあるので、人的あとは利用の実績等を勘案しながらちょっと検討をさせていただければと思います。

○議長 茂木 晶君。

○1番 職員の方の働く環境というのは大事というのはすごく分かりますし、少ない人数で運営されているというのは大変なのは分かるんですけども、この施設が何のための施設なのかと考えた場合に、保護者の方が利用しやすい午前中だけ開いていても、午後はどうしようかなということになりかねない。せっかく平日も午前、午後開けてらっしゃるので、土日についても、ぜひ午後も開けていただけるように検討していただきたいと考えています。

○議長 町長。

○町長 子育ての世代、もしくは子育てを地域社会でしっかりやっていくのは今の国の施策でありますので、ただいまご指摘いただいた土日の午後の利活用などについても、ニーズ調査をしっかり踏まえながら、開設等について検討させていただきたいと思います。

他の施設でも、全てフルセットで365日開けるということじゃなくて、やっぱり働く人のこともあって、週1回は休所というようなところも運営としてあるようでありまして、そういったこともご理解いただきながら、365日ということにはなかなかならない場合もありますけれども、できるだけ保護者のニーズに応えられるように検討を進めてまいりたいと思います。

○議長 茂木 晶君。

○1番 私の子供はちょっともう大きくなってしまっていて、最近は何ってはないんですけども、私の友人、家族はよく利用されていまして、その友人二方ともよく言っているのが、ゼロ歳児の子とそのきょうだいの子と連れていったときに、支援センターでゼロ歳児の子を見ていただける。そうすると自分はその上の子、3歳とか2歳の子を面倒見ることができて一緒に遊ぶことができるので、すごい役に立っている、感謝しているっておっしゃっていました。本当にこのすごいすばらしい施設であるからがゆえに、さらに拡大していただいて運営していただきたいなと考えています。

あと、お昼なんですけれども、このお昼、12時から1時まで休憩に入られるんですけども、ぜひこの時間もできたら小さい子を見ていただく時間に充てていただいて、その間お母さんたちがゆっくりお母さん同士でご飯食べながらコミュニケーション取れるような、そんな時間にしていただきたいなと考えているんですけども、このあたりも検討いかがでしょうか。

○議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 私のほうからそちらをお答えします。

今、町長のほうから答弁ありましたとおりに、ニーズを調査させていただきながら検討させていただければと思いますが、食事といいますと、アレルギーとかあと給食をどうするのかといった、実際ちょっとそういったことも併せながら検討していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 茂木 晶君。

○1番 あと次に、子供の遊び場についてなんですけれども、町長の答弁を読ませていただきますと、川西町に小規模な施設となっている。今整備を進めているホール、川西町地域拠点施設のホールやホワイエを遊べれば、子供の居場所として有効活用いただきたいとありますが、こちらには小学生がたくさん遊べるような、何か遊具であったりそういう仕掛けがあるのでしょうか。

○議長 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長 お答え申し上げます。

地域振興拠点施設のホールやホワイエというものは、基本的には無料開放という運用が基本というふうに考えておりまして、その中で様々な遊具等の備品等については、今後詳細を検討してまいりたいというふうに考えている段階でございます。

以上です。

○議長 茂木 晶君。

○1番 小学生の子供、うちの子もそうなんですけれども、ブランコや滑り台、これがあると大概喜んでくれるので、室内にブランコや滑り台を用意していただくと、大変喜ばれると思いますし、外じゃなくて中に作っていただくと、冬場は大変満足されるのではないかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

また、そのあたり遊具であったり、どんな子育ての機能を、まだ検討の段階であれば、ぜひ保育所なんかにはアンケート調査などを行っていただいて、町民の皆さんの声を聞いていただきたいと考えておりますが、そのあたりアンケート調査などはいかがでしょう。

○議長 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長 お答え申し上げます。

ただいま貴重なご意見いただきましたので、そのアンケート調査、どのように実施するかはこれから検討させていただきますが、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 茂木 晶君。

○1番 ありがとうございます。

せっかく造るので、16億円かけて造る施設ですので、皆さんが満足できるような施設にしたいと思っています。

役場跡地の検討方法についてなんですけれども、検討委員会に出られた方、何人かからお話を伺ったんですけれども、たくさん意見を言っても反映してもらえていないと、結局、何か用意していたものを出されているような気がする。実際、本当にそうなのか、いやあるいはちゃんと意見を組み込んでおられるのか、ちょっとどのぐらいの割合なのか分からないんですけれども、例えばそういった委員の方に、どうでしたかと、アンケートなどを取って気持ちを伺ったことなどはあるのでしょうか。

○議長 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長 お答え申し上げます。

ワークショップにおいては、まず毎回終了後にアンケートということで、全ての回でアンケートを最後にお出しいただいているということで、次の回に活かしてまいったところがございます。

なお35名の委員がおったわけでございますけれども、それぞれ6班に分けてワークショップを計4回実施させていただいた中では、それぞれ様々な意見が多く出されました。10人10

通りの考え方は当然あるわけでございますけれども、これを基本設計としてまとめるに当たっては、最大公約数と申し上げてよろしいかどうかですけれども、全ての皆様のご意見を全て取り上げるというのはやはり現実的でなかったという中で、皆様の声をなるべく拾い上げた上で、最良のメリットのあるプランを3つほど提案した上で、その中でも最良の案を提示し、皆さんにご了解いただいたというところでございます。

以上です。

○議長 茂木 晶君。

○1番 ぜひそういった貴重な意見をたくさん取り入れていただき、怖いとってはあれなんですけれども、せっかくそういった場に出てきていただいて、貴重な意見を言ってください。でも、どうせ通らないから、いいや、私出たくないと実際なっている方もいらっしゃるの、そうならないようにできるだけうまいことというか、町民の皆さんの声を取り入れながら、会議をつくっていただきたいなど、せっかく貴重な時間を使うワークショップなので、実のあるものにしていただきたいと思います。

次なんですけれども、令和4年8月9日の全員協議会の資料に、将来的には積雪寒冷地であることに配慮し、今回整備される機能をより一層有機的に活用し、にぎわいづくりを創出できる複合化（社会福祉協議会、観光協会、商工会）などを検討すべきであるという記載があります。

今回、商工会などを入れない、観光協会も入れないという判断をされたわけですが、将来的には検討するというところでよろしいでしょうか。

○議長 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長 お答え申し上げます。

ただいまの内容については8月9日の全員協議会の資料だと思いますけれども、茂木委員が今申し上げた内容というのは、議会のほうで設置されました特別委員会による調査結果、このものを記載した内容でございます、その中で検討すべきであるというご提案をいただいております。

その上で、将来的にはということはありませんけれども、中心市街地全体のランドデザインの中での検討というふうに、こちらとしては受け止めているところでございます。なお、当然、社会福祉協議会、観光協会、商工会など、それぞれの施設の老朽化等も当然ありますので、今後、中心市街地全体の中で検討されるべきものというふうに理解をしております。

以上です。

○議長 茂木 晶君。

○1番 つまり議会からは検討すべきであると、議会側から言ったということですか。すみません、もう一度お願いします。

○議長 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長 お答え申し上げます。

ただいまの内容については、令和3年度に旧庁舎跡地利活用特別委員会というものが議会の中で設置されております。その中での答申案ということでございますので、それに対して、ただいま今後の町としての考え方を今申し上げたところでございます。

○議長 茂木 晶君。

○1番 つまりその検討委員会で検討すべきであるというような意見があったにもかかわらず、もうこれについては見送ったという理解でよろしいでしょうか。

○議長 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長 繰り返しになりますけれども、将来的には検討すべきであるというふうな内容でございますので、この拠点施設に直ちにこのような複合施設として検討すべきであるではなくて、将来的にはということでのお話ありましたので、先ほど申し上げたとおり、中心市街地全体の中での今後の複合化というふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長 茂木 晶君。

○1番 将来的には検討すべき、入れるべきと分かっているのに、なぜ今しないのか、もう造るこの時点でなぜ入れないのかがずっと理解できなくて、もう今入れなければ、将来的に10年後、20年後にやっぱり商工会さん入ってくださいよと言って、分かりましたとはならないのではないですかね。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議会で特別委員会を設置していただいて、提言書を頂いたところであります。その中には、課題となっている施設の整備も将来の課題として捉えてほしいということがあって、その中に全てを旧庁舎跡地の中に求めるのではなくて、その中心市街地全体のデザインの中で検討課題とするべきではないかというふうに提案をいただいた。全てあの限られたスペース、施設の中に、いろんな入居団体を入れるということではないというふうに、中心市街地全体の中で、どのような整備をしていったらいいのか、それをやっぱりしっかり課題として受け止めながら施設整備に進むべきだというふうに提言をいただいたものであります。

○議長 茂木 晶君。

○1番 分かりました。

ただやっぱり一町民として、一番最初に造るときが一番大事で、そのときにできれば、もう分かっているんであれば、まとめてやってもらったほうが無駄な予算案にはならないのではないかなと。実際、これは小松地区交流センターにたくさん機能のついているそういう施設になるわけであると思うんですけども、この小松地区交流センターだけに背負えるのかなと。

だったら、商工会、観光協会入っていただいて、機能としてだけではなくて、横のつながりをきちっとその場でつくれるような施設にしてもらいたいと思うんですけども、やっぱりその辺は将来的という理解でよろしいでしょうか。

○議長 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長 お答え申し上げます。

ただいまのお話というのは、様々な施設が1つの建物に入ると、いわゆる複合施設、機能ではなくて複合施設というご提案だったと思います。

先ほど町長からもありますとおり、限られた面積でございます。そこに駐車場なり様々な機能を入れなきゃならない中で、しかも、通常であれば、公共施設の複合化というところがやはり、茂木委員から病院機能というのもありましたが、そういう公共施設の複合化というのは当然機能される検討されるべきということはあるんですけども、様々な民間等の団体も含めて、どういうふうに機能を整理するかというところでは、平成30年から様々町民の方と議論してきた中で、やはり核となる小松センターにプラスして様々な機能を追加すれば、面積的にも費用的にもかなり苦慮するというようなところもありまして、まずは拠点施設を拠点施設として捉えながらも、次のステージでほかの施設を検討するというような整理をさせていただいているところでございます。

○議長 茂木 晶君。

○1番 次のステージでというのは、ちょっと理解できないというか、撤去費用も含めてでしょうけれども、16億円という事業費で造られる施設なので、もっとたくさん検討する時間があってもよかったのではないかなと思いますし、商工会だけではなくて、ほかのカフェでも何でもいいんですけども、テナント料を徴収できるような施設になれば、この16億円の事業費を少しずつでもテナント料で賄っていければ、町民の皆さんとしても納得がいくんではないかなと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長 お答え申し上げます。

今、テナント料というところもございましたけれども、商工会さんだけではないんですけども、まずこの施設の本質としましては、いかににぎわいづくりを創出するかというところが主眼でございます。

その上で、商工会さんがこの施設をうまく活用して、にぎわいづくりに資するというような方向であれば、それは大歓迎という話になるかと思えますけれども、様々これまでの経過を見ますと、カフェショップにばかり、外資系の誘致とか公募というような話になっておりましたのでなかなか厳しいと、そこにプラス、やはり小松地区交流センターというのは、町の公の施設でございますので、そこにほかの方が入ってきたときにやっぱり同居というふうになるわけでございますので、それは小松地区交流センターさんとの合意形成というのは、必要不可欠であったというふうに思います。

そこがなかなかうまくいかなかったのも一要因ではないかというふうにも思っておりますし、様々な施設、商工会さんが例えばテナントとして入るということは、行政財産の目的外使用に当たるというふうに思っておりますので、テナント料という以上に、まずは施設整備費がさらにプラスになってくるといっても含めて、過疎債が占有面積から除かれるというところも様々出てきますので、なかなかハードルが高かったというふうに考えております。

以上です。

○議長 茂木 晶君。

○1番 そもそも小松地区交流センターであれば、今の仮入居のあそこの施設で十分なんじゃないかなと思うんですが、そこににぎわいづくりをするからこういう計画になっているということですね。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 現在、小松地区交流センター活動拠点として分庁舎を活用していただいているわけですが、これも耐震性の問題もあって、現状は、拠点施設整備までの仮事務所として利用していただいているところでありますので、そのところをご理解賜りたいと思います。

○議長 茂木 晶君。

○1番 分かりました。

指定管理についてなんですけれども、現在、小松地区交流センターの小松地区地域振興協議会、こちらの指定管理料というのは幾らになっていますか。

○議長 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長 こちらで把握しているのは、令和5年度の指定管理料として約1,150万程度となっております。

以上です。

○議長 茂木 晶君。

○1番 そこからかなり機能がプラスされますし、令和7年度に決定するということでしたけれども、どれぐらいの見込みになるか。何倍になるかとか、そのあたりは大体見当はついているのでしょうか。

○議長 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長 1,150万の大きなところ約900万を人件費でございまして、残りは施設管理費として、例えばコピー機の使用料とか様々な消耗品等々、あと、賃借、通信費等々が入っております。

新たな拠点施設については、この専門的な警備業務であったり、屋外であればそのような樹木管理とか緑地管理とか様々ございますので、それを専門業者に見積りを取りながら、これから積み上げていくということございまして、今、具体的な試算というのは、やはり諸条件を精査しない限りはつきり申し上げられないということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 茂木 晶君。

○1番 分かりました。

次に、指定管理者の募集、原則1施設ごとに公募により行うものとある。ただし、これを今回はこの原則を破るって言ったらい方が悪いかもしれませんが、原則ではない、指定するという事になったわけなんですけれども、このあたりがどうしてなのか教えていただきたい。

○議長 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長 答弁にもありましたとおり、指定管理者制度というのは手続を経なければなりません。議会の議決も必要になります。現在想定はしておりますけれども、まだ正式な町内の選定委員会かけているわけでございませぬので、公募、非公募のところはあくまでも現時点での想定でしかないということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 茂木 晶君。

○1番 この指定管理者の公募によって決められた指定管理者というのは、川西町にどこがあ

るのでしょうか。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 指定管理全体を取り持っています総務課でございますが、現在指定管理の施設については町内31施設でございまして、13の団体のほうに委託をしております。

本町については、全て公募によらない中で、これまで公の施設の効果が発揮できるというような判断の中で、公募によらない中で選定をしているところでございます。

○議長 茂木 晶君。

○1番 つまり原則は公募により行うものとありますが、川西町の指定管理業者は全て公募ではないということで、聞き間違いはないですか。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 全ての施設において公募ではございません。

○議長 茂木 晶君。

○1番 何かこのあたりがちょっと透明性がないように思うんですけども、いかがでしょうか、町長。公募で試みてはいかがでしょう。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 それぞれの施設、公有施設を建設し、その管理について様々な団体が立ち上がってきた経過がありまして、町が直接管理しているときにも、例えば各センターなどでも公設民営という形で運営をしていただきましたので、その団体が引き続き指定管理者の中で指定をさせていただいたと、やはり設置目的に沿った形で運営されていることを、毎年毎年評価させていただきながら、その評価結果を基にしながら、指定管理期間が終了すれば新たな指定管理期間の中で公募によらず選定してきた経過であります。

設置目的に沿う団体が、運営を継続していただいているような現況でございます。

○議長 茂木 晶君。

○1番 ちょっと時間なくてあれなんですけれども、指定管理者というのは、民間の企業やNPO法人などを含めた法人や団体であればなることができる。民間の能力やノウハウをその施設の管理運営に生かすことによって、多様化するニーズに対応したり、サービスの向上を図るということが、この指定管理業者の利点でありますのでぜひ公募してこの辺を競っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 茂木 晶君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時15分といたします。

(午後 2時01分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時15分)

○議長 第4順位の鈴木孝之君は、質問席にお着きください。

鈴木孝之君。

○2番 2番鈴木孝之です。

○議長 第4順位、鈴木孝之君。

(2番 鈴木孝之君 登壇)

○2番 それでは議長に通告のとおり、質問いたします。

①水田活用産地づくり推進プロジェクト会議の方向性について。

国、農林水産省から令和3年11月に、今後5年間で一度も水張り（水稻作付）が行われな
い水田は、水田活用直接支払交付金交付対象外とする方針が示されました。本町農業者の
方々は、転作問題に対し川西町農業再生協議会と一体となり、生産の目安の目標面積達成に
向けて、生産農家、地域ごとに交付金の最大確保と併せて真面目に取り組んできました。

国が目指す5年から10年後を見据えた水田活用産地づくり支援体制については、①ブロッ
クローテーション体系の再構築をするか、②転換作物が固定化している水田は畑地化をする
か、各地域において将来を見据えて選択するように求めている。

山形県では、麦、大豆、飼料作物、ソバを連作している水田が大部分であり、上記の①②
のいずれにおいても、地域の合意形成、収入確保の検討、生産技術面の向上等の課題を解決
して、地域自らが産地の方向性を決めなければならない。

以上のような背景を受けてプロジェクト会議が開催されましたが、農家の声としては、大
豆の団地関係者は、排水対策をして安定生産に取り組んできたが、今さら水を張るには、水
をためるための圃場整備の経費がかかり、農家負担が増し、国が負担しなければ到底取り組
めない。同じような事例ですが、中山間で牧草を団地化している関係者は、作業効率の向上
のため水田の畔を取り払いしている等、大豆団地化をしている農家の方々同様に、水をため
る圃場整備に経費がかかり、農家負担が増し、これも同じく国が負担しなければ到底取り組

めないと言われていました。

生産現場は、国の政策に翻弄され安心して営農計画が組めない憤りと、生産資材、燃油高騰による生産費高騰が農家経済を圧迫しており、生産意欲の減退につながり、高齢化に伴う離農は予想を上回るスピードで加速しております（8月24日付、山形新聞の置賜地域、川西農業地域計画策定進むより）の抜粋であります。このような農業情勢の中、国の制度だから仕方がないではなく、生産現場の反対の声を強くこのプロジェクト会議に報告していただきたい。川西町の今後の方向性をお聞きしたい。

②関連する部分ですが、畑地化事業の方向性について。

水田水張り問題の翌年に、今年度ですが、今度は畑地化事業の取組が国、農林水産省から令和4年度示され、検討する時間のいとまもない状況下で、令和5年度の計画提出が求められました。

申請状況を産業振興課にお聞きしたところ、要望件数57件、要望面積が113ヘクタールに対しまして、配分件数2件、配分面積2ヘクタールの結果だそうであります。1次配分に該当しなかった方の分は2次配分に向けて保留扱いとなっております。

国の政策では、5年に1回水が張れない水田で転換作物が固定化している水田では、畑地化をする政策にもかかわらず、このような採択状況であります。

農家の方々の不安材料になることから、川西町農業再生協議会を通じて強く要望していただきたい。さらに、川西町の今後の方向性をお聞きしたい。

③少子高齢化、児童数減少に伴う小学校再編整備計画についてであります。

全国的な地方の人口減少問題は、少子高齢化により本町でも大きな課題であり、将来を見据えた取組が求められており、20年後の2045年に7,600人程度と予想されております。

幼児施設も同様ですが、小学校の再編問題は平成27年1月に川西町教育委員会作成、川西町立小学校再編整備計画の中、高山小学校、東沢小学校が再編に取り組んできました。他地区でも今後再検討が必要と考えますが、地域の実情、要望に沿って取り組んでいく方向に変わったようであります。

令和3年度町内小学生614人が、令和5年度573人に減少しています。今後も減少することは幼児施設入所者数でも分かるとおりであり、適正な教育環境を維持する上でも、早急に再編計画のビジョンを策定する必要があると考えます。地区の実情等を考慮することも大切だとは思いますが、子供たちの将来のために首長のリーダーシップで行政主導で計画を作成しないと進まない案件と思料いたします。スクールバスの運行整備計画と併せて早急に検討い

ただきたい。川西町の考え方をお聞きしたい。

④生活環境変化に伴う小学校屋内運動場、体育館のことではありますが、洋式タイプトイレ整備計画について。

生活様式の変遷により、近年洋式トイレの普及により小学校の和式トイレが使えない生徒が増えている事実があります。また昨年、令和4年8月3日から4日に線状降水帯による豪雨災害に見舞われた地区民の方々に、1次避難先の小学校の体育館にて、年配の方からトイレが和式しかなく、大変苦勞された話が地区交流センターへ相談されました。施設でも洋式トイレが整備されたらと思います。担当課にも相談しましたが、現状一向に進まない状況下にあります。

小学校の校舎内は、全部ではありませんが洋式は整備されています。しかし、屋内運動場、体育館は、小松、玉庭小、川西中以外は和式タイプであり、洋式は1つも整備されていません。

地区交流センターは洋式が整備されていますが、もし万が一にも、昨年度のような線状降水帯による豪雨災害がいつ起きるか分からない状況下ではありますが、緊急的な1次避難場所である小学校の屋内運動場、体育館についても、1つずつでも洋式タイプのトイレ整備計画策定を強く求めます。川西町の考え方をお聞きしたい。

⑤空き家対策危険度C、Dランクの今後の対応について。

全国的に空き家が増加する中、本町でも合計266戸、空き家バンク登録可能問題なしと言われるAランクが56戸、損傷ありで修繕で使用可能という部分がBランク79戸、損傷がひどいという部分ではCランクが87戸、老朽化ひどく除去支援対象がDランクで44戸の内訳だそうです。

本町で取り組んでいる空き家バンクの対象にならない危険度Cランク、Dランクが全体の半分近い131戸もあり、さらに年々経年劣化が進むことは容易に想像されることからますます増加し、まちの景観、イメージダウン、不慮の家屋の倒壊等に巻き込まれる危険性を含むなど地域住民の方々の不安材料となっております。

住宅所有者の特定、維持管理の督促、解体費用についても高額であり、国の助成金頼みといっても行政支出は避けられず、多くの課題を抱えております。

今後の川西町の取組についてお聞きしたい。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 鈴木孝之議員のご質問にお答えいたします。

初めに、2026水田水張り問題について、水田活用産地づくり推進プロジェクト会議の方向性についてであります。水田活用産地づくり推進プロジェクト会議については、山形県農林水産部技術戦略監が会長を務め、山形県農業会議をはじめとする県内の農業関連団体や県内4地域の4市町が構成員として参画し、本年5月18日に設立されました。村山地域からは寒河江市、最上地域からは新庄市、庄内地域からは酒田市、置賜地域からは本町が構成員として参画し、県農林水産部農政企画課及び関係各課が事務局となって会議の運営が行われております。

プロジェクト会議では、水田活用の直接支払い交付金の交付対象の農地の状況や、水田水張り問題を含めた県内各地域の課題の取りまとめ、課題の整理、今後の取組方針などが話し合われることとなっております。

水田活用の直接支払い交付金の交付対象の農地については、平成29年度から交付対象農地の要件が厳格化されており、畦畔等のたん水施設を有する農地であること、所要の用水を供給する施設を有する農地であることが要件とされてきました。今年度、経営所得安定対策等実施要綱の見直しにより、5年水張りが要件化されたことから、今後も継続して交付対象農地としていくためには、畦畔や用水施設等が必須の要件となっております。

その一方で、生産性向上のための一時的な畦畔の撤去は認められていることから、農業者の方々は大豆生産圃場や飼料作物生産圃場において、一時的な畦畔撤去等により排水対策や生産性の向上を図り、収穫量の向上や低コスト化などの様々な経営努力が行われてきました。

5年に一度の復田や水張りがもたらす喫緊の課題として、水稻以外の生産圃場では、復田、水張りをする場合の畦畔の再構築、その後に作物を作付する際の排水対策で二重に経費が発生すること、また、復田、水張り後に作物を生産することにより作業効率が悪化するなど、生産コスト等が増加し、農業経営を圧迫することが考えられます。

特に、アスパラガス生産圃場では、定植後10年程度収穫が可能であることから、5年に一度の復田、水張りは、復田への切替えが容易でない生産現場では、大きな問題であると認識しております。

これらの問題を踏まえ、本町では、水田活用産地づくり推進プロジェクト会議をはじめ、国や県が開催する会議、その他の様々な場面で国と県に対し生産現場の声をしっかりと届けてまいります。そして、生産者の意欲が低下することがないように、復田、水張りに必要なブ

ロックローテーション等の技術的な課題解決や畑地化への転換に向けて、プロジェクト会議や国・県等と連携しながら推進していきたいと考えております。

次に、畑地化事業の方向性についてであります。畑地化促進事業は、本年2月に国から要望量調査があり、期間が短い中ではありましたが農業者から畑地化転換を判断いただいたものを要望として取りまとめ、県へ報告を行いました。

要望件数としては57件、面積として113ヘクタールの要望を行いました。6月の1次配分では、配分件数として2件、面積として2ヘクタールの配分でありました。1次配分から漏れた分に関して2次配分に向けて保留扱いとなっておりますが、国の補正予算により財源確保ができるか不透明な状況であります。

議員ご指摘のとおり、5年に一度の復田、水張りの問題から畑地化を選択した農地について、畑地化促進事業を活用できるよう、十分な予算を確保するよう国に強く要望しております。

次に、小学校再編整備計画について、少子高齢化、児童数減少に伴う小学校再編整備計画についてであります。全国的に少子化が進み、令和5年度について前年度と比較して10万2,000人ほど減少し、今後も少子化傾向が進むものと見られています。全国の自治体においては、このような情勢を踏まえ、児童の教育の機会均等や教育水準を確保するため、学区再編に取り組んでいる自治体が増えております。

本町では、これまで東沢小学校と高山小学校がそれぞれ統合した経過があり、現在は玉庭小学校の統合に向けて準備を進めているところであります。これらの学区再編の進め方としては、平成25年に設置したあすの川西町の小学校を考える協議会の答申を受け、平成27年に川西町立小学校再編整備計画を策定し、学区再編の基準とルールを定めたところであります。

学区再編の基準とルールについては、複式学級となっている学校や、将来的に複式学級が見込まれる学校、地域や保護者から検討の要請を受けた学校から検討することとし、小規模校のみならず現在の少子化を踏まえ、地域や保護者からの要請があった場合は検討委員会を設置することとしていることから、地域住民の意見を反映することができるものと思っております。

学区再編に向けては、児童の教育水準を確保するために、地域住民が納得できる形で進めることが望ましいと考えておりますので、今後とも学区再編の基準とルールに基づき学校運営協議会や地域住民の意見を踏まえながら、子供たちの教育環境の整備を進めてまいります。また、スクールバスについては、毎年、次年度の乗車児童・生徒の動向に合わせ、運行計画

を作成しております。

次に、生活環境変化に伴う小学校屋内運動場洋式タイプトイレ整備計画についてであります。これまでの生活様式の変化やバリアフリー化が進んでいることから多くの家庭や公共施設に洋式トイレが普及しております。

各学校の洋式トイレ設置状況であります。児童・生徒が利用する校舎トイレにおいては、全校に設置されており、職員トイレについては小松小学校、玉庭小学校は男女とも、大塚小学校は女子のみの設置となっております。また、屋内運動場においては、小松小学校、玉庭小学校、川西中学校となっております。屋内運動場のトイレについては日常的な利用頻度は少ないものの、災害が発生した場合は避難場所の位置づけとなっていることから、洋式トイレや多目的トイレの設置は必要であると考えております。

学校施設における洋式トイレ設置は喫緊の課題と捉えておりますので、学校教育のみならず災害対応も視野に入れながら、計画的な整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、空き家対策について、危険度ランクC、Dランクが131戸の今後の対応についてであります。空き家の不良度判定については、国のガイドライン及び県が作成した特定空き家等に関する判断の手引きによりますと、住宅の屋根の崩落や柱等が著しく傾斜しているなど、外観目視により判定できる項目があり、それぞれの評点の合計からAからDまでの4段階で区分しております。

内訳として、A、Bランクについては、評点の合計が低く軽微な修理が認められる建物となります。Cランクについては、基礎、土台、柱またははり、屋根の腐朽、破損の箇所が建物全体に及ぶもので、大修理が必要と認められるものであります。Dランクは、老朽化がさらに進んだ空き家で、評点の合計が100点以上の建物であり、腐朽、破損または変形が著しく崩壊の危険があり修理不能と認められるものとなっております。

町では、安全安心課に空き家に関する相談窓口を設置し、住民などから寄せられる相談に対応しております。空き家の適正管理については、空家等対策の推進に関する特別措置法第3条において、空き家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適正な管理に努めるものとする規定されており、具体的な町の対策については、第2次川西町空家等対策計画にお示ししているところであります。

空き家は所有者等自らが適切に管理を行うことを原則としていることから、町報やホームページ等による周知及び啓発、所有者などに対し固定資産税の納税通知書とともに空き家の適正管理に関する案内を同封し、空き家となった場合、適正な管理をしていただく必要があ

ることをお知らせしております。

危険度ランクC、Dランクの空き家の取組としては、住民から寄せられる相談等を含め、物件の所有者等に対し適正管理に対する連絡を継続的に伝えるほか物件除却の支援策として、老朽化がひどいとされるDランク空き家については、国の交付金である老朽危険空き家除却支援事業補助金を活用し、除却費用の5分の4以内、上限40万円の支援をしております。昨年度の実績は1件であり、今年度も1件が予定されており、以降も継続して実施する予定であります。

また、今年度より空き家の危険度ランクの制限を設けない除却支援策として、町単独による川西町空き家除却推進事業補助金を設け、空き家の除却に対し、除却費用の5分の4以内、上限20万円の補助金を実施いたします。現在、1件の申請希望者がありますが、引き続き相談者へ適切な情報を提供し、空き家の対処に困っている方の支援につながるよう取り組んでまいります。

なお、空き家の除却については、空き家の所有者にその管理責任があることを基本として対応してまいります。危険空き家の状態で、その所有者の特定が不可能、かつ危険性が増し緊急を要するような場合は、略式代執行による除却も検討すべきものと考えております。

今後も引き続き、空き家の実態調査の結果を基に、空き家所有者等に対し適正管理を指導してまいります。

以上、鈴木孝之議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 最初に、農業関係の問題のほうから再質問させていただきます。

水田活用産地づくり推進プロジェクト会議については、本町からは、置賜代表という形で構成員のほうに参画されていると、さらに、川西町農業再生協議会としては、原田町長が会長を務められておりますので、この問題について、会長でありさらには町の旗振り役である町長の率直な考えもお聞きしたいと思いますが、農家の声としては、これについては反対してくれという声がありますけれども、国の政策だということは十分分かっておりますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 令和3年度の12月に、水田活用の直接支払い交付金の見直し、令和4年度に向けて国から発出されたところであります。それを受けて、JA、さらには各農業団体からも不安の声を町のほうに寄せられました。要望書もいただきました。

また、町村会の中でも、それぞれの町村、特に中山間の町村長からは、大変畑地化などを進めながら転作に協力してきたと、生産の目安を達成するために努力を重ねてきたことが、直接的な支払い交付金が活用されないことによって後退するのではないかと、このことについては、何と見直しをしてもらいたいという声も届けられまして、県の町村会としても、新たな要望事項として見直しの改善を要望してきた経過がございます。

私としても、現状から見れば生産者の努力が報われなくなってしまうのではないかとすることは大変危惧しているところでありまして、生産者の立場を十分尊重しながら、国の窓口にもお届けをしてきたところでありますが、いろいろ町村会の中でも、勉強会、農水の担当者をお招きして意見交換をさせていただきましたが、水田が持つ本来の機能というのは、やっぱり稲を植えられる条件、状況でなければ、これは水田として……、植えられる条件を我慢しながら他の作物を育てている。ですから、我慢していると言いますか、苦勞されているところにしっかりと活用交付金が使われるべきであってという言い方で、やっぱり平行線でありました。

一方で、町村会から出たのは、畑地化で頑張っているんだから、畑地化がなお一層定着するような畑地化振興の支援策を検討してもらいたい、これ併せて要望もありました。そういったことを含めて、今回の事業の少し見直しが図られてきた経過などがあります。

いずれにしても、5年という時限が限られている中で、農家の皆さんとこれからどうしていくのかということは、再生協の中でも一緒に議論をさせていただいたり、よりよい方向性を見出していきたいと考えております。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 ありがとうございました。

やはり、町長おっしゃるとおり再生協議会の中でもいろいろな意見が出ているということと、農協の組合長の見解といいますか、農協の担当者レベルでの話でありましたが、法律を変えなければならないという、そういった次元の話でもありましたので、ここで議論する立場ではないんですが、今後も継続して農家のために情報収集、意見交換をお願いするものがあります。

関連で内谷課長になるかと思いますが、例えばこの畦畔、元に戻す、復旧にかかる事業費、そして水田で米を作ることになった場合の事業負担は当然農家になると思いますが、これに対して補助事業等のメニューは、国で示されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 内谷課長。

○産業振興課長 お答えいたします。

そのような費用については、私は確認できておりません。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 町長の答弁にもありましたけれども、やはり農家負担が大きくなるということを十分踏まえていただいて、その件については、国の食料、農業農村基本法にも出ていると思うんですが、自給率を高めるという意味でも最終的な田んぼをつくれというそういった事業なのか、畑地化には畑地化で頑張れというふうに、国の予算を張りつけると言いながらも、もう一回田んぼをつくりたいという人については、何らかの支援がなければ米を作るというのは不可能だという、そういった補助もありますので、ぜひその辺は強く要望していきながら、何らかの事業が必要だと思いますし、なければ、町単独でもするという、それが農業の町川西町ではないかと思っておりますので、お願いしたいと思います。

もう一つ関連で。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 畑地化事業のほうであります。採択率は2件ということで3.5%ほどであります。秋の保留分についても要望していくということでもありますので、これについても併せてお願いしたいと思います。

また、万が一ですけれども、この秋の保留分が予算の関係で今年採択ならなかったということについては、6年度以降の継続事業になるのか、その辺も併せてお聞きしたいと思えます。

○議長 町長。

○町長 今回の畑地化事業につきましては、令和4年度の補正の中で対応された予算措置でありました。補正予算でありますので額が大きくなかったという中で、全国的に畑地化のニーズが高くて、ポイント制がありまして高収益作物であるとか団地化要件とか、そういったポイントの高いところが採択されたというふうにお聞きしているところであります。

水田活用の対策室の室長とやり取りさせていただきまして、今年度はスタートだということで、この事業は継続して取り組んでいく内容であるべきだということで強く要請をさせていただきまして、それは当然、そのような畑地化事業の推進ということは、一方の柱として継続してやってきたいという声をいただいておりますので、我々としては継続した事業になるものと期待するところであります。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 今度、学校関係のほうの質問をさせていただきます。

小学校の再編については、町長答弁にありました川西町教育委員会、川西町立小学校再編整備計画にも載っておりますが、人口減少、そういった部分は皆さん認識されている中で、出生率はどうだという部分、これも当然少ないという中でありますから、この学校再編のルールは分かりますけれども、今、行政主導で地域の声大切だということは十分分かりますけれども、将来を見越してこの再編問題、今から取り組む必要がないのかなというふうに強く思ったところであります。

地域の根性でないんですが、小学校というのはそれぞれの思い出があるというのは十分分かります。ただ、子供たちの環境を考えるという部分では、少ない人数がいいのか、複式学級の人数の定義が分かれば教えていただいて、次の質問をさせていただきたいと思います。

○議長 小林教育長。

○教育長 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、複式学級でございますが、小学校1年生を含む場合は8名以下の場合だと複式学級ということになります。それ以外2年生以上であると、2学年合わせて16名以下になると複式学級となります。現在、町内玉庭小学校と犬川小学校に複式学級がございます。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 やはり再編計画は、27年でも触れているようでありましたけれども、これからの人口減、出生率の低下、そういった数的に把握できるという状況を踏まえて、今、小学校の再編というものも、当然将来にする投資的な財政支出になるわけでありましてけれども、考えるべきじゃないかというふうに思いますので、地域の動向も含めて意見交換するというルールにはなっておりますけれども、こういう数字だから小学校の再編をしていこうという、そういった行政主導が必要ではないかというふうに思っておりますので、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 川西町の地域づくりの1つの単位は、小学校区を1つの地域として、地域の支え合い、助け合いを進めていこうということで進めてまいりました。

一方、歴史的に見ると、小学校もしくは中学校の統廃合によって地域が二分するようなことが全国的に多数ありまして、そういう意味では、学校というのは地域の1つの思い入れ、よりどころであって、核になっている施設であります。

子供たちの教育環境を向上させていくという、子供たちの将来を保障していかなきゃならないというそこは大事なところではありますが、地域の皆さんに支えていただいて、学校教育が充実されているというのも現実でありまして、そのこのところを考えると、1つの再編のルールはつくらせていただきました。やはり複式学級ということによって、子供たちの教育環境がいいのかと、これについて地域の方や保護者の方の声をお聞きしながら、再編統合の道を歩むのか、もうしばらく頑張っていくのかというようなことで、高山小学校、さらには東沢小学校、玉庭地区、そして犬川地区で27年度協議をした結果をいただいているところであります。その中で、東沢、高山については、学区再編を選択をされ、犬川地区、玉庭地区では、継続という判断をされたところでもあります。

あわせて、複式でなくても地域の声を反映して、地域の中で協議をする場を設定するようなルールになっておりますので、報告では、毎年毎年コミュニティスクールの中で、地域の方々、保護者の方々が入って、一堂に会した議論の中で、今の子供たちの生徒数の状況、児童数の状況などを報告し、その中で再編、このルールについてご説明申し上げながら、意見交換などもしていただいているというふうにお聞きしておりますので、そういう意味では地域の方々の声を大切にしながら、そして将来のあるべき姿と一緒に議論してきた経過でございますので、大英断で前に進むべきだというお話でありますけれども、丁寧に事を進めていくことのほうが大切ではないかと判断をしているところであります。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 学校の統合については、遠藤議員も控えておりますので、町長答弁でまずは理解しました。

トイレ関係でありますけれども、担当課のほうからも数字等も確認させていただきましたけれども、1次避難場所だという部分を考えますと、やはり体育館のトイレ、1つぐらいは洋式化していく必要があるだろうという答弁もいただいておりますので、これについては早急に年次計画を立てて、他の施設、農改センターであったり、地区交流センターであったりはもう改修になっているわけですから、小学校の体育館についても早急に、全部はできないという説明、担当課長からも聞いています。全国的には、当然和式のトイレもあるわけですから、それにも慣れる必要があるということで、まずはそういった避難場所として不便だったということも十分考慮いただいて、洋式のトイレを整備お願いするものであります。その考え方について、お答えいただければと思います。

○議長 金子課長。

○教育文化課長 以前より、議員からそういうようなご指摘をいただいております。

内部でも検討も行っている状況でございます、やはり、議員がおっしゃるとおりに、避難場所にもなっているということで、学校教育だけではなくて、そういう防災関係の観点も含めて整備をすべきだろうという考えで、今後計画を立てて推進していきたいというふうに考えてございます。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 今、確認いただきましたので、特に犬川地区2回ほど水害を受けまして、避難場所として使われたその町民の声でありますから、犬川だけじゃなく吉島であったり、被災を受けた方は避難場所として利用されたわけでありますので、ぜひ各地区の整備についてお願いしたいと思います。

最後になりますが、空き家の問題について質問をさせていただきます。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 すみません、なかなか順番が……、申し訳ありません。

町長答弁の最後のほうに報告いただいておりますけれども、今後も引き続き空き家実態調査の結果を基に、空き家所有者に対しては適正に管理、指導してまいりますということで、例えばお聞きしたいと思いますが、空き家登録の関係者の中で、例えば相続放棄ということで、全くの空き家、誰が管理するか分からないという事例はあるかお聞きしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 法律などを調べさせていただきます、相続放棄された建物が当然ないわけじゃありません。ありました。

しかし、国の法律によれば、相続放棄したとしても管理責任は継続する。ですから、私が相続放棄したので関係ありませんということとは言えない。もしそれで被害を与えたり、損害を与えた場合には、請求されれば損害を賠償しなきゃならないということになっておりますので、そのことも十分お伝えしながら、適正管理を指導していきたいと考えております。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 分かりました。

ただ実態としてやはり全国的に増えている中で、川西でも130戸相当が、早急に改修というか取壊しが必要な物件もあるということでありますので、この辺については、担当部署大変だと思いますけれども、継続的に管理については適正な指導をお願いするものであります。以上をもちまして私の質問とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長 鈴木孝之君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後3時15分といたします。

(午後 3時00分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時15分)

○議長 第5順位の遠藤明子さんは質問席にお着きください。

遠藤明子さん。

○4番 4番遠藤です。

○議長 遠藤明子さん。

(4番 遠藤明子君 登壇)

○4番 本日最後の発表をさせていただきたいと思います。

それでは、議長宛てに通告のとおり質問いたします。

温暖化対策、ゼロカーボンの取組は。

今年の7月8月は連日のように猛暑日が続き、農作物等に影響を及ぼし、私たちの暮らしの妨げとなっています。また、世界の7月の気温は観測史上過去最高となるなど、今や温暖化を超え地球沸騰の時代とまで言われています。

町は、令和2年度に川西町ゼロカーボンシティ宣言を行い、第4次川西町環境基本計画や川西町地球温暖化対策実行計画を策定し、再生可能エネルギーの導入促進など様々な取組を進めています。しかし、多くの町民からは町の取組が見えにくく、意識も薄れているように感じます。

町民一人一人が環境問題を理解し協力し合い、自分のできることから始め、習慣化させることが大切だと思います。2050年までに二酸化炭素の排出量ゼロを目指すため、今後どのように取り組まれるか、町民の参画をどう図っていくか、町長に伺います。

次に、小・中学校における熱中症対策は。

今年の猛暑では、県内でも連日のように熱中症による救急搬送者が現在も多発しています。7月には、米沢市の女子中学生が部活動終了後、自転車で帰宅途中で倒れ、病院に搬送されたものの死亡したという痛ましい事故が起きました。亡くなられた女子生徒やご両親には、

心からお悔やみを申し上げるものです。

近年の異常気象は、どこの地域でも起こり得ることで、安全確保のチェックや見直しによる万全な備えが大事だと痛感しております。

そこで、下記について教育長に伺います。

- 1、小学校における熱中症対策、登下校、学校内、プール等では。
- 2、中学校における熱中症対策、登下校、学校内、部活動等では。
- 3、新たに見直しが図られたこと、または、今後見直しが必要なことはあるか。

次に、小学校再編をどう考えるかについて伺います。

町では、現在都市計画マスタープランの見直しと、立地適正化計画（令和6年～令和26年）の策定に向け検討が進められています。

本町の現状に即した計画の見直しにより、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編を含む整備計画で、より身近に感じる計画が待たれます。

ますます少子化が進む中、町の宝である子供たちが伸び伸び育ち、安心して学び合える環境づくりが急がれます。そこで、小学校再編についてどう考えるか、町長にお聞きします。

また、現在、大塚小学校のプール改修が着手され、大塚地区の児童は犬川小学校のプールを使用しました。今後、各学校のプール設置の在り方について、どのように考えているか、見解を伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 遠藤明子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、温暖化対策におけるゼロカーボンの取組はについてであります。先日の気象庁の報道によれば、7月は平均気温が平年を示す基準値（1991年～2020年の平均）を1.91度上回り、統計開始以降で最高を記録し、夏全体でも最高となる見通しとの発表がありました。近年、大気中に二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が大幅に増えたことにより地球温暖化が進行し、世界各地で気候変動や異常気象が発生しております。私たちの生活においても、連日の猛暑や台風、集中豪雨などによる災害や熱波などによる熱中症のリスクなど、地球温暖化による影響が顕在化しております。

政府は2050年までに、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする2050年カーボンニュートラルを宣言し、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減するという方針を定め、

本町においても、2020年度にゼロカーボンシティ宣言をし、今年3月には、脱炭素社会を実現するため、川西町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定してまいりました。

本計画では、産公学民がそれぞれ連携しながら、脱炭素の取組を推進し、私たち一人一人が自分のこととして地球環境への負荷を抑えられるよう理解を深め情報を共有し、それぞれの役割を踏まえて削減目標を目指し、地球温暖化対策に取り組んでいく内容となっております。

議員のご質問にありましたとおり、町民一人一人が環境問題を理解し、実際に行動していくことが求められており、特に、ゼロカーボンの取組は長期的な視点で継続していくことが大切であると考えております。

また、町民参画については、今年6月の環境月間に町立図書館で環境に関する書籍コーナーの開設をはじめ、7月には小学校4年生以上の親子を対象にLEDランプの工作をしながら、暮らしの中で電気製品の省エネや太陽光発電の仕組みについて学ぶ環境教育を開催するなど環境学習を行ってまいりました。役場庁舎内においても、地球温暖化防止に向け職員間での情報共有を図り、カーボンニュートラルの職員研修を実施して、省エネ、省資源、廃棄物の減量化などの取組を進めているところであります。

なお、町内には環境省が策定したガイドラインに基づいて、エコアクション21に取組、認証を取得しながら環境に配慮した事業活動を行っている企業もあります。

今後は、地球温暖化対策の必要性について考える機会として、環境かわにし町民会議及び衛生組織連合会、青少年育成町民会議の協力により、10月15日にかわにし環境フェアとして講演会やワークショップなどの体験型イベントの開催を予定しております。引き続き、町民に対し情報を発信しながら、家庭生活や事業活動の中で地球温暖化に目を向けた対策が図られるよう、環境啓発を推進してまいりたいと考えております。

次に、小学校再編をどう考えるかについてであります。本町の児童・生徒数については、今後も減少が見込まれており、児童の教育の機会均等や教育水準を確保する観点から学区再編は重要課題と捉えております。

町では、平成25年よりあすの川西町の小学校を考える協議会の中で議論いただき、平成26年末に小学校の見直しの答申をいただきました。この答申に基づいて、平成27年1月に川西町立小学校再編整備計画を策定したところであります。

さきの鈴木孝之議員のご質問でも答弁申し上げましたとおり、本計画では、学区再編の検討の基準とルールとして、複式学級となっている学校や、将来的に複式学級が見込まれる学

校、また地域や保護者から検討の要請を受けた学校から検討することを定めております。平成27年度には、この基準に該当した玉庭小学校、高山小学校、東沢小学校、犬川小学校の4校に学区再編検討委員会を設置し、検討した結果、東沢小学校と高山小学校については、統廃合の結論が出され、学区の見直しを行ったところであります。

さらに、昨年度、玉庭地区から、少子化を鑑み統合に向けた要望書が提出され、教育委員会において玉庭小学校と小松小学校に学区再編検討委員会を設置し、学区再編を実施する答申をいただいたところであります。この答申を受け、教育委員会で5月に開校準備委員会を設置し、令和6年4月の開校に向けて準備を進めております。

今後の小学校再編に向けては、前段申し上げました学区再編の基準とルールに基づいて、保護者や地域の動向を見守りながら、検討要請があった場合は、必要に応じて保護者や地域住民と協議し、子供たちの教育環境の維持に向け学区再編を検討してまいります。

次に、今後の各学校のプール設置の在り方についてはありますが、今年度は整備を進めている大塚小学校のプールについては、老朽化したコンクリート構造に加えて、プール天端が周辺地面と接するなど、衛生環境がよくないことから、全面的な改修工事を実施しているところであります。この改修工事により、全校のプールが安全で耐久性のあるFRP製のプールとなります。

各学校のプール整備状況については、平成3年に整備した犬川小学校が一番古く、それ以外の学校プールについては平成11年以降に整備され、おおむね築25年が経過しております。

今後の各学校のプール設置の在り方については、教職員の負担軽減や施設の老朽化等の状況を鑑み、学校間の相互利用や将来的には民間施設等の活用を視野に入れながら、慎重に検討していきたいと考えております。

以上、遠藤明子議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小林英喜君。

○教育長 私から、遠藤明子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小・中学校における熱中症対策、小学校における熱中症対策（登下校、学校内、プール等）についてであります。今年度は、連日、熱中症警戒アラートが発令されるなど、例年になく猛暑日が続いております。このような中、7月28日には米沢市立第三中学校の女子中学生の痛ましい死亡事故をはじめ、これまでになく熱中症による事故が発生しております。

環境省、文部科学省では、令和2年度に学校現場における熱中症対策の推進に関する検討

会を開催し、学校における実際の熱中症対策や判断の参考となる事項について検討の上、令和3年5月に学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引を作成し、各教育委員会、学校に通知がありました。本町では、この学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引に示された基準や方法を準用する形で熱中症対策を行っております。

また、令和3年度から熱中症警戒アラートが全国的に運用されておりますが、学校行事や学校外活動、体育の授業、登下校の方法等の検討の指針としております。

具体的には、猛暑時の学校内での活動は、エアコンのある場所での活動を原則とし、熱中症の危険度を判断する環境条件の指標である暑さ指数、WBGTと言いますが、それを活動場所ごとに、活動前、活動中、活動後と測定し、その数値により、原則は運動中止、嚴重警戒、激しい運動は中止、警戒、積極的に休養、注意、積極的に水分補給等の対応をしております。

登下校については、特に遠距離通学者の下校時に暑さ指数を測定し、嚴重警戒を超えそうな場合は、教職員等による巡回や保護者による送迎を依頼するなどの措置を取っております。

プールについても同様の対応をしておりますが、近年は気温の上昇が激しく、夏休み中のプール開設が困難なことから、7月中に水泳学習を終了する学校がほとんどであり、小まめな休憩と水分を取ることで熱中症対応をしたところであります。

次に、中学校における熱中症対策（登下校、学校内、部活動）についてであります。基本的には小学校の対策と変わりません。

中学校の登下校については、遠距離通学者はスクールバスによる通学になっておりますので、夏休みに部活動に参加する生徒についても基本的にバス通学になります。登下校時、これまでは制服による登校としておりましたが、熱中症対策として運動着で登校することを許可しております。

学校内においては、小学校と同様にエアコンのある場所での授業をはじめ、時間割の変更や活動内容や期日を変更するなどの対応をしております。

部活動については、夏休み期間中も練習を計画しておりましたが、熱中症警戒アラートが出た場合は部活動を中止しております。

あわせて、暑い中でも健康に生活できるよう、児童・生徒には、食生活や睡眠など生活リズムを整えることを指導してまいりたいと考えております。

次に、新たな見直しが図られたこと、今後見直しが必要なことはあるかについてありますが、熱中症対策については、小まめに暑さ指数を測定することや、教職員の中で情報共有

を図ることを指示しております。

また、8月24日の県の緊急会議を受け、近日に体育祭や運動会を予定している学校については、中止や延期も含めて慎重に判断することを指示いたしました。なお、各学校においては、スポーツドリンクの持込みや熱中症対策用品の使用を許可するなど、熱中症にならないよう配慮しております。

今後見直しが必要なことについては、年間行事や教育内容と時期を含めた教育課程の見直しが必要と考えます。施設設備としては、エアコンが未設置となっている特別教室や屋内運動場があります。特に、屋内運動場については、児童・生徒の体育授業や部活動をはじめ、災害が発生した場合には避難所の位置づけとなっていることから、何らかの対応が必要であると考えます。

エアコンを設置するためには、断熱材で整備された屋内運動場でなければ効果が低いとされており、町内の屋内運動場は断熱材で施工されていないことから、冷風機等の整備を検討しております。

以上、遠藤明子議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 それではゼロカーボンの取組からお聞きしていきたいと思えます。

町長の答弁にもあるように、この取組は長期的な視線に沿って継続的にやっていかなくちやいけないという答弁もありました。そのとおりでありますけれども、なかなか町がゼロカーボンシティ宣言をしていただいたことと、また、町民の人たちのそれに関する意識というのがちょっとギャップがあるなというふうに思います。

なかなかその大切な宣言、また環境問題ではありますが、町民の方を巻き込んだ政策、取組がなかなか見えてこない現状ではないかなと思えますが、その点に関しては、町民の方が一番関心があるのは生活に密着した取組かと思えます。ということは、家庭における家庭ごみのごみ出しとかそういった取組について、いろんな角度からPRをするとか、そういった取組が環境問題に通用していくんだよというような、そういった形が必要かとは思いますが、その取組について、どういうふうにお考えかちょっとお聞きします。

○議長 近住民課長。

○住民課長 ただいまの遠藤議員のご質問にお答えいたします。

本町においては、ただいまごみの減量のお話がありましたが、1人当たりのごみの量は年々増加している傾向にあります。昨年は、災害によるごみということでありましたけれど

も、それを除いても1人当たりのごみの量が増えております。可燃ごみが特に多いわけなんですけれども、可燃ごみの中でも、その中に、紙類、紙くず類が混ざっている場合が非常に多いというようなことも分かっております。

私どももごみの減量につきましては呼びかけは行っているところではあります、今後もなお一層、この呼びかけ、取組を進めてまいりたいと思っておりますし、先ほど町長の答弁でもありましたが、環境について学ぶ場、学びの場が必要だと考えておりますので、10月に環境フェアという形で実施したいと考えているところです。

なお、フェアだけでは、なかなか実施というような身に染みないというようなこともありますので、随時周知を図ってまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 今、課長のほうから答弁があったとおり、町民の方々の燃えるごみが年々増加しているその状況、この状況を町民の方がご存じでしょうか。そういうデータ、そういったものを町民の方に訴えながら、町報等で周知しながら、全体的にごみをなくしていかなくちゃいけないというような声かけが一番大事じゃないのかなというふうに思います。

また、環境フェアですか、そういった取組も大事ではありますけれども、個々の取組、町のやり方もまだまだ工夫が足りないのではないのかなというふうに思われます。

ごみの減量対策というのでは、様々ごみを出さないですとか、リサイクルを推進するですとか、ポイ捨て、不法投棄についての取組など、ここら辺を一生懸命頑張る、そういった取組がありますけれども、そういう一つ一つの取組についても、町のPR、周知が足りないのではないか、そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長 近課長。

○住民課長 環境につきましては、これまでは住民課としても様々な方法で周知してきたつもりではおりますが、例えば、6月の環境月間におきましては、6月の町報において、まずは町民の立場から環境に優しい暮らしを始めてみませんかというようなことで、衣食住、ごみを減らす対応なども周知をしております。

また、不法投棄や野焼きなども大変な問題になっておりますので、こちらのほうなど周知を図ってまいりましたが、今後なお一層、周知については強化して進めてまいりたいと思っております。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 町長答弁の中に、自分のことという言葉がございます。そのとおりだと思います。

やっぱり私たち一人一人がこの問題については減らしていく、そういった取組が、強いては大きなものになっていくということを踏まえながら、やっぱり時あるごとに声を出しながら、この環境問題は訴えていっていただきたいと思います。

ひとつお聞きしますけれども、その中で、町長答弁の中に、エコアクション21に取り組んでいる企業があると言われておりますが、この取組何団体ぐらいあるのか、またどういった企業なのか教えてください。

○議長 近課長。

○住民課長 お答えいたします。

エコアクション21につきましては、環境省が策定しております日本独自の環境マネジメントシステムです。町内では、確認しているのは、1つの事業所さんです。建設業に取り組まれている事業所さんでございます。

二酸化炭素の排出量、それから廃棄物の排出量など、環境負荷を削減するというのと、取組を効果的、効率的に行うためのマネジメントシステムでありまして、このような事業所がございますので、これからもこういう中小企業における環境経営システムでございますが、こちらのような取組を町でもご案内しながら、こういう取組がされている事業者さんがありますということでご紹介させていただきたいと思っております。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 これ認証取得しなくちゃいけないんですね。ということは結構レベルが高いことなんだなというふうに思われます。

こういういい取組をなさっている企業さんなどは、どんどんPRしていただいて、ほかの企業さんなんかも巻き込みながら一体となった取組を進めていけば、より効果的かなというふうにも思いますので頑張ってやっていただきたいと思います。

それから環境学習についてですけれども、4年生以上の児童に対して、環境の問題について取り組むことをやっていると言われておりますけれども、環境問題は、何も4年生以上じゃなくても1年生からでもできるかとは思っています。

様々な部分で、さっき言ったごみ出しを減らそうとか様々な活動、そういったことを学校の関係の場合で取組ができるのではないかと思いますがいかがでしょうか。これからも取り組んでいただきたいと思いますが、低学年のほういかがですか。

○議長 近課長。

○住民課長 お答えいたします。

小学校4年生以外にも、今年度につきましては出前講座ということで、学校のほうに訪問させていただいて、職員が様々な現状をお話して、これからのこと環境について考えていただく機会を持っております。低学年につきましても、身近なところから環境について学ぶ場を、これからも積極的に提案したいと考えているところです。ありがとうございます。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 私の質問事項にもありましたが、やっぱりこういった取組そのものは、しつけと同様に、やっぱり習慣づけが大事だと思います。

教育長にお伺いします。どうでしょう、低学年から学校の授業の中にも、こういったものを入れていくような、そういった時間帯というのはないでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 お答えいたします。

環境問題ということは重要なことですので、各学校でも総合的学習の時間、低学年ですと生活科の時間等で様々な関連の内容を学習しております。

また、地域にフィールドワークをしながらいろんなものを観察したりとか、そういった活動を含めながら進めているところでございますが、幼児教育とか小学校の教育が大事だというふうなことで、早期教育ということで何々教育と名前のつくものが山ほどあるんです。人権教育とか、様々な重要なことばかりなんです。それを全て学校教育の中のカリキュラムでカバーすることはなかなかできないので、より選んでということになります。限られた時間の中ですが、精いっぱい活動しているところでございます。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 大変ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

この脱炭素に関する取組については、新聞記事のほうにこんな取組ありました。

東根市のほうのフォトコンテスト、カーボンニュートラルが感じられるスポットをテーマにした東根カーボンニュートラルフォトコンテストなどの記事がありました。こんな活動を通しながら、町でももう一度ゼロカーボンの見直しをしようとか、今だから環境問題をみんなで取組について考えてみようなど、そういった事業などを企画してみたいかと思ひます。町長いかがですか。

○議長 町長。

○町長 前向きなといひますか、建設的な提案いただきましてありがとうございます。

先ほど子供たちを通してということでありませけれども、少子化の現状からすると、子供のいない世帯のほうが圧倒的に多い現実でありまして、子供たちは真面目にいろんな情報を入れて頑張っているわけでありまして、圧倒的に環境負荷をかけているのは我々大人世代ということになります。

事業者さんやまた各家庭の中で、どのような形で環境意識を高めていくのかというのが、今回の区域施策編の大きな課題になっております。

そういった構造をしっかりと伝えしながら、やっぱり人ごとではなくて自分事として、負荷を削減するための行動様式をどうやってつくるかという意味では、折に触れて情報発信していかなくちゃいけないなと思います。

先ほど、小学生の取組、LEDの話もあったんですが、どうしても環境問題になると、我慢の環境問題、施策ってなるんですけども、再エネを入れたLED照明とかいろいろあるわけですけども、今の生活の中で切り替えることによって、電気をLED化することとか、家電製品を今の省エネタイプに切り替えることによって、二酸化炭素を排出できるんだと。我慢して使わないということではなくて、切り替えることによって負荷を低減できるというようなことの発信も大切かなと。

あとごみの問題もそうなんですけれども、今年有機農業の推進の事業の一環として、家庭から出る生ごみを堆肥化するという、そういった体験を小松保育所の親子で体験していただいております。

そういう意味で生ごみを燃やすということについては、かなりエネルギーを使って、それこそ二酸化炭素を排出して燃やしているという、それを資源化して活用することによって、また食料、もしくは作物を育てる勉強の学びの場にもなるという意味で、この能動的なといいますか、前向きな環境施策というのをやっぱり入れていく必要がある。そのことがやっぱり持続性のあるものにつながっていくのではないかなというふうに思っております。

遠藤議員から様々ないただいた発信力の弱さというのは、十分痛感しておりますので、そういった点も踏まえて、施策の充実を図ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 次に、それでは小・中学校のほうの熱中症対策についてでございます。

学校のほうでも、本当に大変気苦労が絶えない、先生方も大変な今年の夏だったのかなというふうに思います。

小学校、中学校の学校でも、それぞれ対策が講じられているという答弁をお聞きしました。

その中身でも、やる前、やっている最中も、そしてまたその後でも、再度再度指数を確認しながらしているというような、大変なご苦勞があったなというふうに今改めて思ったところでございます。ご苦勞だなというふうに思います。

その中でも、町独自の対策、こういう熱中症対策が起きたからそれに対応するのではなくて、町独自の予防的な対策とか、そういったものは何かあるでしょうか、お聞きします。

○議長 教育長。

○教育長 先ほど答弁の内容でも申し上げましたが、やはり、これだけ平均気温が上がってきますと、夏場の教育活動をそもそも見直なければならないというふうに考えます。

運動種目であるとか、そういったものは夏場には実施しないような教育課程を編成できるか。中学校などだと教科体育なんかが、例えば外に出るような活動を控えるとか、ただ中体連とか様々な行事があつて難しい面もありますが、町独自で実施できるようなところは、夏休みの期間等も含めて検討してまいりたいなというふうに考えます。

さらに熱中症対策として重要なことは、気温の上昇ももちろん重要なファクターにはなるんですけども、やっぱり個人の生活習慣というか、朝ご飯をしっかりと食べて睡眠を十分取って登校してくる、そういった体を日常的にやっぱり健康に保つということが非常に重要になってまいりますので、そういったところを強化して、しっかり指導してまいりたいなというふうに考えております。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 教育長答弁の中に登下校の児童の行動、特に、遠距離通学の下校の際に暑さ指数を測定して、嚴重警戒を超えそうな場合、教職員による巡回をしているよと、また送迎を依頼をするなど、保護者の方に連絡を取っているよという中身がございました。

今年はそのような事情というか、実際に何件かあったわけでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 実際、熱中症アラートがでたときの夏休み始業後に、そういったことを実施した学校が数校ございます。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 小学校児童では、やっぱりバス通で来られる児童については問題がないかと思いますが、そのバスに乗れないはざまの子供たち、その子供たちが一番犠牲ではないのですが、大変なのかなと、遠距離から来る子供たち、ちょっと行けばバスに乗れるのに、歩いてこなくちゃいけないその現状もあるわけでございます。

学校に登校するときは、子供たちはみんな班で登校しますので、子供たち同士が様子などを伺いながら、上級生が低学年の子供を誘導して学校に来るわけですが、逆に下校になったときに、もう個人で帰らなくてははいけない。そういったときに時々見かけるのが、歩いて帰る小さな子供、低学年の子供がやっぱり暑そうにして帰っていく姿を見ると、かわいそうだななんていうふうには思うところがございます。

1つほかの県ですけれども、埼玉県の熊谷市の学校の取組などをちょっとご紹介したいのですが、雨傘と日傘を兼用した傘さし、教育長もご存じかと思えますけれども、熱中症予防のための傘さしを提供して、学校のほうで傘を配布してそれで通学しているというそういう事例もございました。これすごいな、いいなと思ったんです。帽子だとどうしても日陰になる部分は頭の部分だけですけれども、傘だと全体が日陰になるし、今ですとコロナですから、隣に行く児童とちょっと距離もとれる。最初は抵抗があったけれども、今はこの活動になじんでいるという、こういういい取組がありました。

どうでしょう。本町でもこんな取組をやってみてはいかがでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 熱中症予防の様々な用品も販売されておりますが、そういったものの学校への持込み等も含めて、日傘の活用ももちろん効果的なことでございますので、良いことは取り入れてまいりたいと考えます。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 ぜひ来年度あたりから予算化でも考えていただいて、子供たちに日傘、雨傘でも使えるわけですから、児童全員に雨傘と兼用の日傘です。いい傘だったようです。そんな取組をしてみて、子供たちの安全を守っていただきたいと思います。

中学校のほうの生徒ですけれども、各中学校はバスで通学する子がほとんどですから、そちらのほうの熱中症対策については、バスの中だからそんなに問題ないのかなとは思いますが、バスに乗れない近くの子供たちだって同じです。自転車で通っている生徒もいます。その人たちの安全、こちらのほうもちゃんと取り組んでいかなくちやいけないと思いますが、中学校では、熱中症での事件とか事故とかそういうのはございませんでしたか。

○議長 金子課長。

○教育文化課長 こういう状況ではあるんですが、以前より、県教委のほうで毎月の熱中症の状況、児童・生徒がかかった子がいるかどうかという調査物が以前からございます。

今年度についても、各学校から上がってくる、月に1回なんですけど、それを注視して、当

然そういう事件が発生しましたら、すぐ教育委員会に連絡がもらえることにはなっているんですが、幸いなことに報告がないという状況なのですが、やはり毎月上がってくる調査なども注視をしながら、発生していないという確認をしております。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 分かりました。

現時点ではないということですね。

ですが、様々な部分で、今中学校で携帯電話を持ってくるということは禁止されていたんですけど、ちょっとお聞きします。

○議長 教育長。

○教育長 携帯電話の持込みについては禁止されております。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 米沢の中学生の事故も踏まえてみますと、もしあのときに携帯電話とか、自分で親のほうにSOSを出すような手段があったら、また違った形になったのかなんていうことも考えると、親御さんの立場からすれば、そういう携帯電話、夏休み中だけでもそういったものを持たせることも、今後考えていかなくちやいけないのかなというところもあるかと思えます。

その辺の見解はいかがでしょう。

○議長 教育長。

○教育長 携帯持込みに関するそのルールの徹底でありますとか、生徒への指導、またその許可の申請、その厳守、それをどうやって守っていくとか、様々なことがありますので、学校と検討を進めながら考えていきたいと思えます。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 ぜひ、命を守る選択の一つとして検討していただいて、子供たちの安全安心を守っていただきたいと思えます。

小学校、中学校とも、遠距離の生徒さんの通学におけるバス送迎、これを全員がというか、遠くの子供たちも含めて、一緒に乗せていけるようなそういった取組を検討して研究していただきたい。この件についてはいかがでしょう。

○議長 教育長。

○教育長 大きな原則として小学校の場合は4キロ、中学校の場合は6キロというようなことがございますが、スクールバスも限りがございます、全員乗るということにはなかなかい

きませんので、そういったところも検討しながら進めてまいりたいと考えます。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 子供たちも少なくなりました。どうぞ、遠い子供たちのことももう少し考えていただいて、バスに乗せる工夫、研究していただきたいと思います。

それでは最後に、小学校の再編についてでございますが、前段、鈴木議員のほうからも統合の問題について、いろいろ町長のほうからも答弁がございました。

そんなにこのとおりにかと思って中身も聞くことがなくなっただけですけども、プールの設置について、私のほうからちょっと聞いていきたいと思います。

最後に、学校間のプールの設置の在り方について、今後、教職員の負担軽減とか老朽化も鑑みながら、将来に向けては民間施設のほうの活用を視野に入れながら、慎重に検討するという答弁をいただきました。まさにそのとおりにかと思えます。

今回の大塚小学校のプールもすばらしいものができるんでしょうけれども、今年の実態を見ると、そんなにもうプール活動がなかった、子供たちのプール授業というものがそんなにできなかったこともあり、また各学校にプールが必要かということも考えてくると、町に1つ大きいプールがあったり、室内プールみたいなものがあるって、そこを学校が使っていたきながら、そうでない時間帯、または夜間ですとか冬期間ですとか、地域の住民の方が高齢者も含めて利用できるような、町民そろって健康維持管理できるような、維持促進につながるようなそういったプールの在り方もあってしかるべきかなというところで提案しようと思ってみたら、検討するというような前向きな答弁がございましたので、再度、町長のほうにもう一回聞きながら締めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 計画をされていた大塚小学校については、グラウンドと同じ高さのプールということもありまして、衛生的な問題もあって手をかけていかなきゃいけないという事業計画を持ってきたところでありまして、今年度整備をさせていただきました。

大塚小学校の子供たちは犬川小学校に通ってということで、スクールバスを活用すれば、一緒に授業したり、一緒に授業をすれば先生方の負担もある程度軽減されるとか、働き方改革などの一環として先生方の負担軽減にもつながっていくのかな、そういう意味で共同利用というようなことも考え方としてあるかなと思います。

また、先ほどの熱中症対策の中で、僕もびっくりしたんですけども、プールの水温が上がり過ぎて、暑くてかえって熱中症になると、プール利用すると熱中症になるというような

ぐらい心配するようなプールの水が温まってしまっているというようなこともあると、ある程度屋根のあるようなものでないと、夏の期間は利用できないというのはもう現実に近い状況になっております。

これから国などはどういうような施策を打つかなわけではありますが、民間の施設の利用なども、やっぱり限られた時間数ですので、フルセットで整備するというだけではなくて、民間の施設の活用など、指導者をお願いするとか、そういったことなんかも含めて柔軟な対応を検討していかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

この検討の中には、町で整備するというところまで含んではおりませんが、今後の課題とさせていただきますと思います。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 ありがとうございます。

温暖化対策もそうですけれども、町の将来に向かったそのビジョン、そういったものをやっぴりお示しを早め早めに町民の方に周知をしながら、理解と協力をいただく、これが一番大事だと思います。

様々な活動の中で、行政運営のほうに力を尽くしていただきたいと思います。

私の質問、これにて終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長 遠藤明子さんの一般質問は終了いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、第6順位以降の2名の方の一般質問につきましては、明日の本会議において行いますのでご了承願います。

◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 4時07分)